

正 誤 表

工事名)道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

対 象	誤	正																																																																																																																				
特記仕様書	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 10%;">目 次</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 工事概要</td><td>1</td></tr> <tr> <td>2. 適用する共通仕様書</td><td>1</td></tr> <tr> <td>3. 監督員及び主任補助監督員の権限</td><td>1</td></tr> <tr> <td>4. 配置技術者に関する事項</td><td>2</td></tr> <tr> <td>5. 土取場に関する事項</td><td>2</td></tr> <tr> <td>6. 関係施設その他との関係</td><td>3</td></tr> <tr> <td>7. 着工日</td><td>4</td></tr> <tr> <td>8. 作業日及び作業期間に関する事項</td><td>5</td></tr> <tr> <td>9. 週休2日推進工事</td><td>6</td></tr> <tr> <td>10. 関連工事に関する事項</td><td>7</td></tr> <tr> <td>11. 工事費構成内訳書に関する事項</td><td>8</td></tr> <tr> <td>12. 工程表及び履行報告に関する事項</td><td>8</td></tr> <tr> <td>13. 工事用道路に関する事項</td><td>8</td></tr> <tr> <td>14. 工事用材料に関する事項</td><td>9</td></tr> <tr> <td>15. 貸与品に関する事項</td><td>10</td></tr> <tr> <td>16. 残存物件の処理に関する事項</td><td>10</td></tr> <tr> <td>17. 保安に関する事項</td><td>11</td></tr> <tr> <td>18. 環境保全に関する事項</td><td>14</td></tr> <tr> <td>19. 再生資源及び建設副産物に関する事項</td><td>15</td></tr> <tr> <td>20. 補完検査に関する事項</td><td>17</td></tr> <tr> <td>21. 現場環境改善に関する事項</td><td>18</td></tr> <tr> <td>22. 工事用プレートに関する事項</td><td>19</td></tr> <tr> <td>23. 道路構造物点検の実施</td><td>19</td></tr> <tr> <td>24. 三者協議会に関する事項</td><td>19</td></tr> <tr> <td>25. 工事細部に関する事項</td><td>20</td></tr> <tr> <td>26. 率計上工事に関する事項</td><td>37</td></tr> <tr> <td>27. 割掛対象表の項目に示す工事の内容</td><td>38</td></tr> <tr> <td>28. 補足事項</td><td>39</td></tr> </tbody> </table>	目 次		1. 工事概要	1	2. 適用する共通仕様書	1	3. 監督員及び主任補助監督員の権限	1	4. 配置技術者に関する事項	2	5. 土取場に関する事項	2	6. 関係施設その他との関係	3	7. 着工日	4	8. 作業日及び作業期間に関する事項	5	9. 週休2日推進工事	6	10. 関連工事に関する事項	7	11. 工事費構成内訳書に関する事項	8	12. 工程表及び履行報告に関する事項	8	13. 工事用道路に関する事項	8	14. 工事用材料に関する事項	9	15. 貸与品に関する事項	10	16. 残存物件の処理に関する事項	10	17. 保安に関する事項	11	18. 環境保全に関する事項	14	19. 再生資源及び建設副産物に関する事項	15	20. 補完検査に関する事項	17	21. 現場環境改善に関する事項	18	22. 工事用プレートに関する事項	19	23. 道路構造物点検の実施	19	24. 三者協議会に関する事項	19	25. 工事細部に関する事項	20	26. 率計上工事に関する事項	37	27. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	38	28. 補足事項	39	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 10%;">目 次</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 工事概要</td><td>1</td></tr> <tr> <td>2. 適用する共通仕様書</td><td>1</td></tr> <tr> <td>3. 監督員及び主任補助監督員の権限</td><td>1</td></tr> <tr> <td>4. 配置技術者に関する事項</td><td>2</td></tr> <tr> <td>5. 土取場に関する事項</td><td>2</td></tr> <tr> <td>6. 関係施設その他との関係</td><td>3</td></tr> <tr> <td>7. 着工日</td><td>4</td></tr> <tr> <td>8. 作業日及び作業期間に関する事項</td><td>5</td></tr> <tr> <td>9. 週休2日推進工事</td><td>6</td></tr> <tr> <td>10. 関連工事に関する事項</td><td>7</td></tr> <tr> <td>11. 工事費構成内訳書に関する事項</td><td>8</td></tr> <tr> <td>12. 工程表及び履行報告に関する事項</td><td>8</td></tr> <tr> <td>13. 工事用道路に関する事項</td><td>8</td></tr> <tr> <td>14. 工事用材料に関する事項</td><td>9</td></tr> <tr> <td>15. 貸与品に関する事項</td><td>10</td></tr> <tr> <td>16. 残存物件の処理に関する事項</td><td>10</td></tr> <tr> <td>17. 保安に関する事項</td><td>11</td></tr> <tr> <td>18. 環境保全に関する事項</td><td>14</td></tr> <tr> <td>19. 再生資源及び建設副産物に関する事項</td><td>15</td></tr> <tr> <td>20. 補完検査に関する事項</td><td>17</td></tr> <tr> <td>21. 現場環境改善に関する事項</td><td>18</td></tr> <tr> <td>22. 工事用プレートに関する事項</td><td>19</td></tr> <tr> <td>23. 道路構造物点検の実施</td><td>19</td></tr> <tr> <td>24. 三者協議会に関する事項</td><td>19</td></tr> <tr> <td>25. 工事細部に関する事項</td><td>20</td></tr> <tr> <td>26. 率計上工事に関する事項</td><td>38</td></tr> <tr> <td>27. 割掛対象表の項目に示す工事の内容</td><td>38</td></tr> <tr> <td>28. 補足事項</td><td>39</td></tr> </tbody> </table>	目 次		1. 工事概要	1	2. 適用する共通仕様書	1	3. 監督員及び主任補助監督員の権限	1	4. 配置技術者に関する事項	2	5. 土取場に関する事項	2	6. 関係施設その他との関係	3	7. 着工日	4	8. 作業日及び作業期間に関する事項	5	9. 週休2日推進工事	6	10. 関連工事に関する事項	7	11. 工事費構成内訳書に関する事項	8	12. 工程表及び履行報告に関する事項	8	13. 工事用道路に関する事項	8	14. 工事用材料に関する事項	9	15. 貸与品に関する事項	10	16. 残存物件の処理に関する事項	10	17. 保安に関する事項	11	18. 環境保全に関する事項	14	19. 再生資源及び建設副産物に関する事項	15	20. 補完検査に関する事項	17	21. 現場環境改善に関する事項	18	22. 工事用プレートに関する事項	19	23. 道路構造物点検の実施	19	24. 三者協議会に関する事項	19	25. 工事細部に関する事項	20	26. 率計上工事に関する事項	38	27. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	38	28. 補足事項	39
目 次																																																																																																																						
1. 工事概要	1																																																																																																																					
2. 適用する共通仕様書	1																																																																																																																					
3. 監督員及び主任補助監督員の権限	1																																																																																																																					
4. 配置技術者に関する事項	2																																																																																																																					
5. 土取場に関する事項	2																																																																																																																					
6. 関係施設その他との関係	3																																																																																																																					
7. 着工日	4																																																																																																																					
8. 作業日及び作業期間に関する事項	5																																																																																																																					
9. 週休2日推進工事	6																																																																																																																					
10. 関連工事に関する事項	7																																																																																																																					
11. 工事費構成内訳書に関する事項	8																																																																																																																					
12. 工程表及び履行報告に関する事項	8																																																																																																																					
13. 工事用道路に関する事項	8																																																																																																																					
14. 工事用材料に関する事項	9																																																																																																																					
15. 貸与品に関する事項	10																																																																																																																					
16. 残存物件の処理に関する事項	10																																																																																																																					
17. 保安に関する事項	11																																																																																																																					
18. 環境保全に関する事項	14																																																																																																																					
19. 再生資源及び建設副産物に関する事項	15																																																																																																																					
20. 補完検査に関する事項	17																																																																																																																					
21. 現場環境改善に関する事項	18																																																																																																																					
22. 工事用プレートに関する事項	19																																																																																																																					
23. 道路構造物点検の実施	19																																																																																																																					
24. 三者協議会に関する事項	19																																																																																																																					
25. 工事細部に関する事項	20																																																																																																																					
26. 率計上工事に関する事項	37																																																																																																																					
27. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	38																																																																																																																					
28. 補足事項	39																																																																																																																					
目 次																																																																																																																						
1. 工事概要	1																																																																																																																					
2. 適用する共通仕様書	1																																																																																																																					
3. 監督員及び主任補助監督員の権限	1																																																																																																																					
4. 配置技術者に関する事項	2																																																																																																																					
5. 土取場に関する事項	2																																																																																																																					
6. 関係施設その他との関係	3																																																																																																																					
7. 着工日	4																																																																																																																					
8. 作業日及び作業期間に関する事項	5																																																																																																																					
9. 週休2日推進工事	6																																																																																																																					
10. 関連工事に関する事項	7																																																																																																																					
11. 工事費構成内訳書に関する事項	8																																																																																																																					
12. 工程表及び履行報告に関する事項	8																																																																																																																					
13. 工事用道路に関する事項	8																																																																																																																					
14. 工事用材料に関する事項	9																																																																																																																					
15. 貸与品に関する事項	10																																																																																																																					
16. 残存物件の処理に関する事項	10																																																																																																																					
17. 保安に関する事項	11																																																																																																																					
18. 環境保全に関する事項	14																																																																																																																					
19. 再生資源及び建設副産物に関する事項	15																																																																																																																					
20. 補完検査に関する事項	17																																																																																																																					
21. 現場環境改善に関する事項	18																																																																																																																					
22. 工事用プレートに関する事項	19																																																																																																																					
23. 道路構造物点検の実施	19																																																																																																																					
24. 三者協議会に関する事項	19																																																																																																																					
25. 工事細部に関する事項	20																																																																																																																					
26. 率計上工事に関する事項	38																																																																																																																					
27. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	38																																																																																																																					
28. 補足事項	39																																																																																																																					

・頁番号の変更

正誤表

工事名)道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

対象	誤	正												
特記仕様書	<p>1 6-2 残存物件の売却処分について 監督員の指示により、本特記仕様書 1 6-1 で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>1 7. 保安に関する事項</p> <p>1 7-1 工事用車両の運行速度 一般道の人家連担区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を遵守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。</p> <p>1 7-2 標識等の設置 共通仕様書 1-2 5-1 「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。 また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等により交通車両及び一般通行者の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。 また、高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、危険車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通規制テープ一部に設置する矢印板においては高輝度反射式又は自発光式、危険車両が接近した際の規制内作業員への警告として用いる警報機付安全旗、大音量電子ホイッスル、交通規制内に工事個所手前に進入車両強制停止装置等の交通安全対策施設を設置等の処置を講じるものとする。 なお、これに要する費用のうち、工事標示板、標識等、堅固なバリケード、保安灯等に要する費用については、諸経費に含まれるものとする。 危険車両対策として実施する矢印板、警報機付安全旗、大音量電子ホイッスル、進入車両強制停止装置等の費用については、関連する単価表の項目に含むものとし別途支払いは行わないものとする。 また、安全施設について監督員が追加を指示した場合は、その指示に従わなければならない。 なお、この場合の費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>1 7-3 交通規制 (1)交通規制は本特記仕様書 2 5-1 4 によるものとし、工事内容別の交通規制の種別は下表のとおりとする。なお、道路交通法第 80 条の規定に基づく協議により設計図書の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th><th style="text-align: center;">交通規制が必要な作業の単価表の項目</th><th style="text-align: center;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">交通規制工 路肩規制 I × 1</td><td style="text-align: center;">水平力分担構造M</td><td style="text-align: center;">後志来馬川橋</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事との調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。</p>	単価表の項目	交通規制が必要な作業の単価表の項目	備考	交通規制工 路肩規制 I × 1	水平力分担構造M	後志来馬川橋	<p>1 6-2 残存物件の売却処分について 監督員の指示により、本特記仕様書 1 6-1 で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>1 7. 保安に関する事項</p> <p>1 7-1 工事用車両の運行速度 一般道の人家連担区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を遵守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。</p> <p>1 7-2 標識等の設置 共通仕様書 1-2 5-1 「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。 また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等により交通車両及び一般通行者の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。 また、高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、危険車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通規制テープ一部に設置する矢印板においては高輝度反射式又は自発光式、危険車両が接近した際の規制内作業員への警告として用いる警報機付安全旗、大音量電子ホイッスル、交通規制内に工事個所手前に進入車両強制停止装置等の交通安全対策施設を設置等の処置を講じるものとする。 なお、これに要する費用のうち、工事標示板、標識等、堅固なバリケード、保安灯等に要する費用については、諸経費に含まれるものとする。 危険車両対策として実施する矢印板、警報機付安全旗、大音量電子ホイッスル、進入車両強制停止装置等の費用については、関連する単価表の項目に含むものとし別途支払いは行わないものとする。 また、安全施設について監督員が追加を指示した場合は、その指示に従わなければならない。 なお、この場合の費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>1 7-3 交通規制 (1)交通規制は本特記仕様書 2 5-1 5 によるものとし、工事内容別の交通規制の種別は下表のとおりとする。なお、道路交通法第 80 条の規定に基づく協議により設計図書の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th><th style="text-align: center;">交通規制が必要な作業の単価表の項目</th><th style="text-align: center;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">交通規制工 路肩規制 I × 1</td><td style="text-align: center;">水平力分担構造M</td><td style="text-align: center;">後志来馬川橋</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事との調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。</p>	単価表の項目	交通規制が必要な作業の単価表の項目	備考	交通規制工 路肩規制 I × 1	水平力分担構造M	後志来馬川橋
単価表の項目	交通規制が必要な作業の単価表の項目	備考												
交通規制工 路肩規制 I × 1	水平力分担構造M	後志来馬川橋												
単価表の項目	交通規制が必要な作業の単価表の項目	備考												
交通規制工 路肩規制 I × 1	水平力分担構造M	後志来馬川橋												

正 誤 表

工事名)道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

対 象	誤	正																																																																																																																																																												
特記仕様書	<p>1 7-4 交通保安要員の配置 受注者は、下表に示す箇所に必要とする作業期間中、交通保安要員を配置しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>配置場所</th> <th>交通誘導警備員A (人)</th> <th>交通誘導警備員B (人)</th> <th>交通監視員 (人)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>市道杉並通り線に面する工事用出入口</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>水車川橋</td></tr> <tr><td>2</td><td>市道杉並通り線と迂回歩道との交差部</td><td>—</td><td>2</td><td>—</td><td>水車川橋</td></tr> <tr><td>3</td><td>市道杉並通り線の交互交通規制</td><td>1</td><td>1</td><td>—</td><td>水車川橋</td></tr> <tr><td>4</td><td>道道滝之町伊達線に面する工事用出入口</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>西関内川橋</td></tr> <tr><td>5</td><td>道道滝之町伊達線の交互交通規制</td><td>1</td><td>1</td><td>—</td><td>西関内川橋</td></tr> <tr><td>6</td><td>町道板谷川大通り線に面する工事用出入口</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>板谷川橋</td></tr> <tr><td>7</td><td>道道大成黒松内停線と工事用道路との交差部</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>朱太川橋</td></tr> <tr><td>8</td><td>道道大成黒松内停線と工事用道路との交差部</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>後志来馬川橋</td></tr> <tr><td>9</td><td>町道幌内野原縦貫線と①工事用道路との交差部</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>静佐川橋</td></tr> <tr><td>10</td><td>町道浅見線と工事用道路との交差部</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>オタモイ川橋</td></tr> <tr><td>11</td><td>町道ホロナイ六線と工事用道路との交差部</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>ナイベコシナイ川橋</td></tr> <tr><td>12</td><td>路肩規制内の工事車両誘導及び工事出入口監視</td><td>—</td><td>—</td><td>2</td><td>後志来馬川橋</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、配置場所における交替要員の有無については、本特記仕様書25-15によるものとする。</p> <p>1 7-5 工事に使用する機械 公称質量21t以上のブルドーザを使用する場合は、ROPS(転倒時保護構造)を装着したブルドーザを使用するものとする。なお、これに要する費用は諸経費に含むものとし別途支払いは行わないものとする。</p>	番号	配置場所	交通誘導警備員A (人)	交通誘導警備員B (人)	交通監視員 (人)	摘要	1	市道杉並通り線に面する工事用出入口	—	1	—	水車川橋	2	市道杉並通り線と迂回歩道との交差部	—	2	—	水車川橋	3	市道杉並通り線の交互交通規制	1	1	—	水車川橋	4	道道滝之町伊達線に面する工事用出入口	—	1	—	西関内川橋	5	道道滝之町伊達線の交互交通規制	1	1	—	西関内川橋	6	町道板谷川大通り線に面する工事用出入口	—	1	—	板谷川橋	7	道道大成黒松内停線と工事用道路との交差部	—	1	—	朱太川橋	8	道道大成黒松内停線と工事用道路との交差部	—	1	—	後志来馬川橋	9	町道幌内野原縦貫線と①工事用道路との交差部	—	1	—	静佐川橋	10	町道浅見線と工事用道路との交差部	—	1	—	オタモイ川橋	11	町道ホロナイ六線と工事用道路との交差部	—	1	—	ナイベコシナイ川橋	12	路肩規制内の工事車両誘導及び工事出入口監視	—	—	2	後志来馬川橋	<p>1 7-4 交通保安要員の配置 受注者は、下表に示す箇所に必要とする作業期間中、交通保安要員を配置しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>配置場所</th> <th>交通誘導警備員A (人)</th> <th>交通誘導警備員B (人)</th> <th>交通監視員 (人)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>市道杉並通り線に面する工事用出入口</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>水車川橋</td></tr> <tr><td>2</td><td>市道杉並通り線と迂回歩道との交差部</td><td>—</td><td>2</td><td>—</td><td>水車川橋</td></tr> <tr><td>3</td><td>市道杉並通り線の交互交通規制</td><td>1</td><td>1</td><td>—</td><td>水車川橋</td></tr> <tr><td>4</td><td>道道滝之町伊達線に面する工事用出入口</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>西関内川橋</td></tr> <tr><td>5</td><td>道道滝之町伊達線の交互交通規制</td><td>1</td><td>1</td><td>—</td><td>西関内川橋</td></tr> <tr><td>6</td><td>町道板谷川大通り線に面する工事用出入口</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>板谷川橋</td></tr> <tr><td>7</td><td>道道大成黒松内停線と工事用道路との交差部</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>朱太川橋</td></tr> <tr><td>8</td><td>道道大成黒松内停線と工事用道路との交差部</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>後志来馬川橋</td></tr> <tr><td>9</td><td>町道幌内野原縦貫線と①工事用道路との交差部</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>静佐川橋</td></tr> <tr><td>10</td><td>町道浅見線と工事用道路との交差部</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>オタモイ川橋</td></tr> <tr><td>11</td><td>町道ホロナイ六線と工事用道路との交差部</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>ナイベコシナイ川橋</td></tr> <tr><td>12</td><td>路肩規制内の工事車両誘導及び工事出入口監視</td><td>—</td><td>—</td><td>2</td><td>後志来馬川橋</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、配置場所における交替要員の有無については、本特記仕様書25-16によるものとする。</p> <p>1 7-5 工事に使用する機械 公称質量21t以上のブルドーザを使用する場合は、ROPS(転倒時保護構造)を装着したブルドーザを使用するものとする。なお、これに要する費用は諸経費に含むものとし別途支払いは行わないものとする。</p>	番号	配置場所	交通誘導警備員A (人)	交通誘導警備員B (人)	交通監視員 (人)	摘要	1	市道杉並通り線に面する工事用出入口	—	1	—	水車川橋	2	市道杉並通り線と迂回歩道との交差部	—	2	—	水車川橋	3	市道杉並通り線の交互交通規制	1	1	—	水車川橋	4	道道滝之町伊達線に面する工事用出入口	—	1	—	西関内川橋	5	道道滝之町伊達線の交互交通規制	1	1	—	西関内川橋	6	町道板谷川大通り線に面する工事用出入口	—	1	—	板谷川橋	7	道道大成黒松内停線と工事用道路との交差部	—	1	—	朱太川橋	8	道道大成黒松内停線と工事用道路との交差部	—	1	—	後志来馬川橋	9	町道幌内野原縦貫線と①工事用道路との交差部	—	1	—	静佐川橋	10	町道浅見線と工事用道路との交差部	—	1	—	オタモイ川橋	11	町道ホロナイ六線と工事用道路との交差部	—	1	—	ナイベコシナイ川橋	12	路肩規制内の工事車両誘導及び工事出入口監視	—	—	2	後志来馬川橋
番号	配置場所	交通誘導警備員A (人)	交通誘導警備員B (人)	交通監視員 (人)	摘要																																																																																																																																																									
1	市道杉並通り線に面する工事用出入口	—	1	—	水車川橋																																																																																																																																																									
2	市道杉並通り線と迂回歩道との交差部	—	2	—	水車川橋																																																																																																																																																									
3	市道杉並通り線の交互交通規制	1	1	—	水車川橋																																																																																																																																																									
4	道道滝之町伊達線に面する工事用出入口	—	1	—	西関内川橋																																																																																																																																																									
5	道道滝之町伊達線の交互交通規制	1	1	—	西関内川橋																																																																																																																																																									
6	町道板谷川大通り線に面する工事用出入口	—	1	—	板谷川橋																																																																																																																																																									
7	道道大成黒松内停線と工事用道路との交差部	—	1	—	朱太川橋																																																																																																																																																									
8	道道大成黒松内停線と工事用道路との交差部	—	1	—	後志来馬川橋																																																																																																																																																									
9	町道幌内野原縦貫線と①工事用道路との交差部	—	1	—	静佐川橋																																																																																																																																																									
10	町道浅見線と工事用道路との交差部	—	1	—	オタモイ川橋																																																																																																																																																									
11	町道ホロナイ六線と工事用道路との交差部	—	1	—	ナイベコシナイ川橋																																																																																																																																																									
12	路肩規制内の工事車両誘導及び工事出入口監視	—	—	2	後志来馬川橋																																																																																																																																																									
番号	配置場所	交通誘導警備員A (人)	交通誘導警備員B (人)	交通監視員 (人)	摘要																																																																																																																																																									
1	市道杉並通り線に面する工事用出入口	—	1	—	水車川橋																																																																																																																																																									
2	市道杉並通り線と迂回歩道との交差部	—	2	—	水車川橋																																																																																																																																																									
3	市道杉並通り線の交互交通規制	1	1	—	水車川橋																																																																																																																																																									
4	道道滝之町伊達線に面する工事用出入口	—	1	—	西関内川橋																																																																																																																																																									
5	道道滝之町伊達線の交互交通規制	1	1	—	西関内川橋																																																																																																																																																									
6	町道板谷川大通り線に面する工事用出入口	—	1	—	板谷川橋																																																																																																																																																									
7	道道大成黒松内停線と工事用道路との交差部	—	1	—	朱太川橋																																																																																																																																																									
8	道道大成黒松内停線と工事用道路との交差部	—	1	—	後志来馬川橋																																																																																																																																																									
9	町道幌内野原縦貫線と①工事用道路との交差部	—	1	—	静佐川橋																																																																																																																																																									
10	町道浅見線と工事用道路との交差部	—	1	—	オタモイ川橋																																																																																																																																																									
11	町道ホロナイ六線と工事用道路との交差部	—	1	—	ナイベコシナイ川橋																																																																																																																																																									
12	路肩規制内の工事車両誘導及び工事出入口監視	—	—	2	後志来馬川橋																																																																																																																																																									

正誤表

工事名)道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																																																																		
特記仕様書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>現場閉所率</th><th>①労務費</th><th>②機械経費 (損料)</th><th>③共通仮設費</th><th>④現場管理費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4週8休以上</td><td>28.5%</td><td>1.05</td><td>1.04</td><td>1.04</td><td>1.06</td></tr> <tr> <td>4週7休</td><td>25.0%</td><td>1.03</td><td>1.03</td><td>1.03</td><td>1.04</td></tr> <tr> <td>4週6休</td><td>21.4%</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.02</td><td>1.03</td></tr> </tbody> </table> <p>1) 労務費・・・設計金額における労務費の総額に「補正係数」を乗じた額を補正額とする。 2) 機械経費(損料)・・・設計金額における機械器具(損料)の総額に「補正係数」を乗じた額を補正額とする。 3) 共通仮設費・・・土木工事積算基準 第2編「1-3-8 共通仮設費(C)」の規定に基づいて算出した率に「補正係数」及び設計金額(補正前)を乗じた額を補正額とする。 4) 現場管理費・・・土木工事積算基準 第2編「1-4 現場管理費(E)」の規定に基づいて算出した率に「補正係数」及び設計金額(補正前)を乗じた額を補正額とする。 (2) 標準単価の補正 労務費及び機械経費の設計金額の算出において、土木工事等単価ファイルの標準単価に「物価資料等」と記載している場合は、積算資料電子版及びWeb建設物価より現場閉所状況に応じた単価を適用するものとする。また、市場単価の補正是行わないものとする (3) 稼働率による補正 機械経費(損料)の設計金額の算出に用いる月平均標準運転日及び月平均標準休止日数、標準稼働率は下表のとおりとする。なお、共通仕様書1-3-3-2「新単価の算定」においても同様の方法により設計金額を算出するものとする。 1) 土木工事積算基準 第7編 土工及び第19編 トンネル工を除く各編</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>月平均標準運転日</th><th>月平均標準休止日数</th><th>標準稼働率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道地区</td><td>20日</td><td>10日</td><td>0.67</td></tr> </tbody> </table> <p>25-3 鉄筋 25-3-1 種別 共通仕様書8-4-2に、以下を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th><th>使用箇所</th><th>継手の種類</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋 T</td><td>耐震補強の巻立て鉄筋 コンクリート構造物</td><td>主鉄筋：ガス圧接継手 帶鉄筋：フレア溶接継手</td><td>組立用アンカーリングを含む</td></tr> </tbody> </table> <p>25-3-2 支払 共通仕様書8-4-7を、下記のとおり変更する。 鉄筋の支払は、前項の規定に従って検査した数量に対し、1t当たりの契約数量で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋の加工、鉄筋の運搬、組立て、組立用アンカーリング等の鉄筋の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれているものを除く全ての費用を含むものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>単価表の項目</u> <u>検査の単位</u></p>		現場閉所率	①労務費	②機械経費 (損料)	③共通仮設費	④現場管理費	4週8休以上	28.5%	1.05	1.04	1.04	1.06	4週7休	25.0%	1.03	1.03	1.03	1.04	4週6休	21.4%	1.01	1.01	1.02	1.03	項目	月平均標準運転日	月平均標準休止日数	標準稼働率	北海道地区	20日	10日	0.67	単価表の項目	使用箇所	継手の種類	備考	鉄筋 T	耐震補強の巻立て鉄筋 コンクリート構造物	主鉄筋：ガス圧接継手 帶鉄筋：フレア溶接継手	組立用アンカーリングを含む	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>現場閉所率</th><th>①労務費</th><th>②機械経費 (損料)</th><th>③共通仮設費</th><th>④現場管理費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4週8休以上</td><td>28.5%</td><td>1.05</td><td>1.04</td><td>1.04</td><td>1.06</td></tr> <tr> <td>4週7休</td><td>25.0%</td><td>1.03</td><td>1.03</td><td>1.03</td><td>1.04</td></tr> <tr> <td>4週6休</td><td>21.4%</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.02</td><td>1.03</td></tr> </tbody> </table> <p>1) 労務費・・・設計金額における労務費の総額に「補正係数」を乗じた額を補正額とする。 2) 機械経費(損料)・・・設計金額における機械器具(損料)の総額に「補正係数」を乗じた額を補正額とする。 3) 共通仮設費・・・土木工事積算基準 第2編「1-3-8 共通仮設費(C)」の規定に基づいて算出した率に「補正係数」及び設計金額(補正前)を乗じた額を補正額とする。 4) 現場管理費・・・土木工事積算基準 第2編「1-4 現場管理費(E)」の規定に基づいて算出した率に「補正係数」及び設計金額(補正前)を乗じた額を補正額とする。 (2) 標準単価の補正 労務費及び機械経費の設計金額の算出において、土木工事等単価ファイルの標準単価に「物価資料等」と記載している場合は、積算資料電子版及びWeb建設物価より現場閉所状況に応じた単価を適用するものとする。また、市場単価の補正是行わないものとする (3) 稼働率による補正 機械経費(損料)の設計金額の算出に用いる月平均標準運転日及び月平均標準休止日数、標準稼働率は下表のとおりとする。なお、共通仕様書1-3-3-2「新単価の算定」においても同様の方法により設計金額を算出するものとする。</p> <p>1) 土木工事積算基準 第7編 土工及び第19編 トンネル工を除く各編</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>月平均標準運転日</th><th>月平均標準休止日数</th><th>標準稼働率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道地区</td><td>20日</td><td>10日</td><td>0.67</td></tr> </tbody> </table>		現場閉所率	①労務費	②機械経費 (損料)	③共通仮設費	④現場管理費	4週8休以上	28.5%	1.05	1.04	1.04	1.06	4週7休	25.0%	1.03	1.03	1.03	1.04	4週6休	21.4%	1.01	1.01	1.02	1.03	項目	月平均標準運転日	月平均標準休止日数	標準稼働率	北海道地区	20日	10日	0.67	<p>25-3 諸経費区分 単価表の諸経費区分は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>諸経費区分</th><th>内 容</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>諸経費①</td><td>基本的に全諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)の算定を対象とした単価表の項目の諸経費</td><td></td></tr> <tr> <td>諸経費②</td><td>基本的に一般管理費等の算定にのみ対象とした単価表の項目の諸経費</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>25-4 鉄筋 25-4-1 種別 共通仕様書8-4-2に、以下を追加する。</p> <p style="color: red; text-align: center;">・「25-3 諸経費区分」の追加 ・項目番号の変更</p>	諸経費区分	内 容	備 考	諸経費①	基本的に全諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)の算定を対象とした単価表の項目の諸経費		諸経費②	基本的に一般管理費等の算定にのみ対象とした単価表の項目の諸経費	
	現場閉所率	①労務費	②機械経費 (損料)	③共通仮設費	④現場管理費																																																																															
4週8休以上	28.5%	1.05	1.04	1.04	1.06																																																																															
4週7休	25.0%	1.03	1.03	1.03	1.04																																																																															
4週6休	21.4%	1.01	1.01	1.02	1.03																																																																															
項目	月平均標準運転日	月平均標準休止日数	標準稼働率																																																																																	
北海道地区	20日	10日	0.67																																																																																	
単価表の項目	使用箇所	継手の種類	備考																																																																																	
鉄筋 T	耐震補強の巻立て鉄筋 コンクリート構造物	主鉄筋：ガス圧接継手 帶鉄筋：フレア溶接継手	組立用アンカーリングを含む																																																																																	
	現場閉所率	①労務費	②機械経費 (損料)	③共通仮設費	④現場管理費																																																																															
4週8休以上	28.5%	1.05	1.04	1.04	1.06																																																																															
4週7休	25.0%	1.03	1.03	1.03	1.04																																																																															
4週6休	21.4%	1.01	1.01	1.02	1.03																																																																															
項目	月平均標準運転日	月平均標準休止日数	標準稼働率																																																																																	
北海道地区	20日	10日	0.67																																																																																	
諸経費区分	内 容	備 考																																																																																		
諸経費①	基本的に全諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)の算定を対象とした単価表の項目の諸経費																																																																																			
諸経費②	基本的に一般管理費等の算定にのみ対象とした単価表の項目の諸経費																																																																																			

正誤表

工事名)道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																																																																									
特記仕様書	<p style="text-align: center;">8—(3) 鉄筋 T t</p> <p>25-4 鋼構造物の防錆 25-4-1 種別 共通仕様書10-7に、下表を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th><th style="text-align: left;">区分内容</th><th style="text-align: left;">摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造物の防錆 C 5</td><td>一般外面</td><td>主桁補強部材（工場塗装）</td></tr> <tr> <td>鋼構造物の防錆 F 3</td><td>高力ボルト接合部及び現場溶接部</td><td>主桁補強部材（工場塗装）</td></tr> <tr> <td>鋼構造物の防錆 F 1 1</td><td>高力ボルト頭部及び現場溶接部（熱影響部）（外面）</td><td>主桁補強部材（現場塗装）</td></tr> <tr> <td>鋼構造物の防錆 J</td><td>高力ボルト接合部（接触面）</td><td>主桁補強部材（工場塗装）</td></tr> </tbody> </table> <p>25-4-2 塗装系及び上塗塗装の塗色 共通仕様書10-7-2「材料及び施工」(3)に規定する塗装系及び上塗塗装の塗色は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th><th style="text-align: left;">塗装系の種別</th><th style="text-align: left;">塗装箇所</th><th style="text-align: left;">塗色</th><th style="text-align: left;">摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造物の防錆 C 5</td><td>C 5</td><td>一般外面</td><td>マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)</td><td>主桁補強部材</td></tr> <tr> <td>鋼構造物の防錆 F 3</td><td>F 3</td><td>特殊部</td><td>マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)</td><td>主桁補強部材</td></tr> <tr> <td>鋼構造物の防錆 F 1 1</td><td>F 1 1</td><td>特殊部</td><td>マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)</td><td>主桁補強部材</td></tr> <tr> <td>鋼構造物の防錆 J</td><td>J</td><td>特殊部</td><td>マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)</td><td>主桁補強部材</td></tr> </tbody> </table> <p>上塗塗装の塗色については、変更する可能性があるため、着手前に監督員に確認すること。</p> <p>25-4-3 支払 共通仕様書10-7-4に、下記を追加する。</p> <table style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th><th style="text-align: left;">検測の単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10-(3) 鋼構造物の防錆</td><td></td></tr> <tr> <td>C 5</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>F 3</td><td>m²</td></tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	摘要	鋼構造物の防錆 C 5	一般外面	主桁補強部材（工場塗装）	鋼構造物の防錆 F 3	高力ボルト接合部及び現場溶接部	主桁補強部材（工場塗装）	鋼構造物の防錆 F 1 1	高力ボルト頭部及び現場溶接部（熱影響部）（外面）	主桁補強部材（現場塗装）	鋼構造物の防錆 J	高力ボルト接合部（接触面）	主桁補強部材（工場塗装）	単価表の項目	塗装系の種別	塗装箇所	塗色	摘要	鋼構造物の防錆 C 5	C 5	一般外面	マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)	主桁補強部材	鋼構造物の防錆 F 3	F 3	特殊部	マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)	主桁補強部材	鋼構造物の防錆 F 1 1	F 1 1	特殊部	マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)	主桁補強部材	鋼構造物の防錆 J	J	特殊部	マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)	主桁補強部材	単価表の項目	検測の単位	10-(3) 鋼構造物の防錆		C 5	m ²	F 3	m ²	<p style="text-align: center;">単価表の項目 鉄筋 T</p> <p style="text-align: center;">使用箇所 耐震補強の巻立て鉄筋 コンクリート構造物</p> <p style="text-align: center;">継手の種類 主鉄筋：ガス圧接継手 帶鉄筋：フレアー溶接継手</p> <p style="text-align: center;">備考 組立用アンカー筋を含む</p> <p style="color: red; margin-left: 20px;">25-4-2 支払 共通仕様書8-4-7を、下記のとおり変更する。 鉄筋の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1t当たりの契約数量で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋の加工、鉄筋の運搬、組立て、組立用アンカー等の鉄筋の施工を要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれているものを除く全ての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th><th style="text-align: left;">検測の単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8-(3) 鉄筋</td><td></td></tr> <tr> <td>T</td><td>t</td></tr> </tbody> </table> <p style="color: red; margin-left: 20px;">25-5 鋼構造物の防錆 25-5-1 種別 共通仕様書10-7に、下表を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th><th style="text-align: left;">区分内容</th><th style="text-align: left;">摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造物の防錆 C 5</td><td>一般外面</td><td>主桁補強部材（工場塗装）</td></tr> <tr> <td>鋼構造物の防錆 F 3</td><td>高力ボルト接合部及び現場溶接部</td><td>主桁補強部材（工場塗装）</td></tr> <tr> <td>鋼構造物の防錆 F 1 1</td><td>高力ボルト頭部及び現場溶接部（熱影響部）（外面）</td><td>主桁補強部材（現場塗装）</td></tr> <tr> <td>鋼構造物の防錆 J</td><td>高力ボルト接合部（接触面）</td><td>主桁補強部材（工場塗装）</td></tr> </tbody> </table> <p style="color: red; margin-left: 20px;">25-5-2 塗装系及び上塗塗装の塗色 共通仕様書10-7-2「材料及び施工」(3)に規定する塗装系及び上塗塗装の塗色は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th><th style="text-align: left;">塗装系の種別</th><th style="text-align: left;">塗装箇所</th><th style="text-align: left;">塗色</th><th style="text-align: left;">摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造物の防錆 C 5</td><td>C 5</td><td>一般外面</td><td>マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)</td><td>主桁補強部材</td></tr> <tr> <td>鋼構造物の防錆 F 3</td><td>F 3</td><td>特殊部</td><td>マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)</td><td>主桁補強部材</td></tr> <tr> <td>鋼構造物の防錆 F 1 1</td><td>F 1 1</td><td>特殊部</td><td>マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)</td><td>主桁補強部材</td></tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	8-(3) 鉄筋		T	t	単価表の項目	区分内容	摘要	鋼構造物の防錆 C 5	一般外面	主桁補強部材（工場塗装）	鋼構造物の防錆 F 3	高力ボルト接合部及び現場溶接部	主桁補強部材（工場塗装）	鋼構造物の防錆 F 1 1	高力ボルト頭部及び現場溶接部（熱影響部）（外面）	主桁補強部材（現場塗装）	鋼構造物の防錆 J	高力ボルト接合部（接触面）	主桁補強部材（工場塗装）	単価表の項目	塗装系の種別	塗装箇所	塗色	摘要	鋼構造物の防錆 C 5	C 5	一般外面	マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)	主桁補強部材	鋼構造物の防錆 F 3	F 3	特殊部	マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)	主桁補強部材	鋼構造物の防錆 F 1 1	F 1 1	特殊部	マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)	主桁補強部材
単価表の項目	区分内容	摘要																																																																																									
鋼構造物の防錆 C 5	一般外面	主桁補強部材（工場塗装）																																																																																									
鋼構造物の防錆 F 3	高力ボルト接合部及び現場溶接部	主桁補強部材（工場塗装）																																																																																									
鋼構造物の防錆 F 1 1	高力ボルト頭部及び現場溶接部（熱影響部）（外面）	主桁補強部材（現場塗装）																																																																																									
鋼構造物の防錆 J	高力ボルト接合部（接触面）	主桁補強部材（工場塗装）																																																																																									
単価表の項目	塗装系の種別	塗装箇所	塗色	摘要																																																																																							
鋼構造物の防錆 C 5	C 5	一般外面	マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)	主桁補強部材																																																																																							
鋼構造物の防錆 F 3	F 3	特殊部	マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)	主桁補強部材																																																																																							
鋼構造物の防錆 F 1 1	F 1 1	特殊部	マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)	主桁補強部材																																																																																							
鋼構造物の防錆 J	J	特殊部	マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)	主桁補強部材																																																																																							
単価表の項目	検測の単位																																																																																										
10-(3) 鋼構造物の防錆																																																																																											
C 5	m ²																																																																																										
F 3	m ²																																																																																										
単価表の項目	検測の単位																																																																																										
8-(3) 鉄筋																																																																																											
T	t																																																																																										
単価表の項目	区分内容	摘要																																																																																									
鋼構造物の防錆 C 5	一般外面	主桁補強部材（工場塗装）																																																																																									
鋼構造物の防錆 F 3	高力ボルト接合部及び現場溶接部	主桁補強部材（工場塗装）																																																																																									
鋼構造物の防錆 F 1 1	高力ボルト頭部及び現場溶接部（熱影響部）（外面）	主桁補強部材（現場塗装）																																																																																									
鋼構造物の防錆 J	高力ボルト接合部（接触面）	主桁補強部材（工場塗装）																																																																																									
単価表の項目	塗装系の種別	塗装箇所	塗色	摘要																																																																																							
鋼構造物の防錆 C 5	C 5	一般外面	マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)	主桁補強部材																																																																																							
鋼構造物の防錆 F 3	F 3	特殊部	マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)	主桁補強部材																																																																																							
鋼構造物の防錆 F 1 1	F 1 1	特殊部	マンセル値 (7.5 YR 3.0/3.0) (黄赤系)	主桁補強部材																																																																																							

・項目番号の変更

正誤表

工事名)道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

正誤表

工事名)道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																										
特記仕様書	<p>25-7 落橋防止工 25-7-1 種別 共通仕様書17-5-2に、下表を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th><th style="text-align: left;">区分内容</th><th style="text-align: left;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落橋防止構造 P-1</td><td>1000kNの耐力のPC鋼材を用いて連結するもの</td><td>水車川橋P2橋脚</td></tr> <tr> <td>落橋防止構造 P-2</td><td>1300kNの耐力のPC鋼材を用いて連結するもの</td><td>水車川橋A1、A2橋台</td></tr> </tbody> </table> <p>共通仕様書17-5-3(2)のアンカーバーの項目を、下記のとおり変更する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">材料</th><th style="text-align: left;">種別</th><th style="text-align: left;">適用規定</th><th style="text-align: left;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンカーバー</td><td>棒鋼で製作するもの (削孔径φ=35mm 削孔長L=385mm)</td><td>本仕様書8-4</td><td>水車川橋P2橋脚、A2橋台</td></tr> </tbody> </table> <p>25-7-2 落橋防止構造 共通仕様書17-5-4に、下記を追加する。</p> <p>(5)落橋防止構造プラケットの防錆は溶融亜鉛めっきとし、共通仕様書17-5-3(6)の規定に従うものとする。</p> <p>(6)アンカー孔の削孔に当たっては、非破壊検査による鉄筋位置の確認を行い、既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。試験の結果、あるいはアンカーホルダーカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとし、アンカー配置やプラケット構造が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。なお、非破壊検査に要する費用は、関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <p>(7)アンカーバーは削孔内に挿入後、注入用樹脂材料により確実に固定するものとする。使用する注入用樹脂材料及びシール材は、「構造物施工管理要領」III-6-2-1に規定する品質及び規格を満足しなければならない。</p> <p>(8)落橋防止構造プラケットの溶接 落橋防止プラケットの製作については、共通仕様書17-5-4の規定による他、下記によるものとする。</p> <p>(a)溶接種別の確認等について 受注者は、落橋防止プラケットの設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合は、共通仕様書1-5-2に準じた確認を監督員に求めるものとする。 なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関する(要請書)」(平成27年12月25日付け)を踏まえて実施するものとする。 また、受注者は、外部の製作会社に落橋防止プラケットの製作を外注する場合は、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が当該工事の契約図書の内容を正確に認識していることを、確認するものとする。</p> <p>(b)溶接検査について ①受注者は、外部の製作会社に落橋防止プラケットの製作を外注する場合には、内部きず</p>	単価表の項目	区分内容	備考	落橋防止構造 P-1	1000kNの耐力のPC鋼材を用いて連結するもの	水車川橋P2橋脚	落橋防止構造 P-2	1300kNの耐力のPC鋼材を用いて連結するもの	水車川橋A1、A2橋台	材料	種別	適用規定	備考	アンカーバー	棒鋼で製作するもの (削孔径φ=35mm 削孔長L=385mm)	本仕様書8-4	水車川橋P2橋脚、A2橋台	<p>締工(t)、補強部材の現場溶接工(m)で行うものとする。 25-7-4 支払 共通仕様書10-9-4に、下記を追加する。</p> <p>補強部材の現場溶接工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う補強部材の現場溶接工の溶接等に要する労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th><th style="text-align: left;">検測の単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10-(5) 鋼構造物の架設</td><td></td></tr> <tr> <td>高力ボルト本締工</td><td>t</td></tr> <tr> <td>補強部材の現場溶接工</td><td>m</td></tr> </tbody> </table> <p>25-8 落橋防止工 25-8-1 種別 共通仕様書17-5-2に、下表を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th><th style="text-align: left;">区分内容</th><th style="text-align: left;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落橋防止構造 P-1</td><td>1000kNの耐力のPC鋼材を用いて連結するもの</td><td>水車川橋P2橋脚</td></tr> <tr> <td>落橋防止構造 P-2</td><td>1300kNの耐力のPC鋼材を用いて連結するもの</td><td>水車川橋A1、A2橋台</td></tr> </tbody> </table> <p>共通仕様書17-5-3(2)のアンカーバーの項目を、下記のとおり変更する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">材料</th><th style="text-align: left;">種別</th><th style="text-align: left;">適用規定</th><th style="text-align: left;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンカーバー</td><td>棒鋼で製作するもの (削孔径φ=35mm 削孔長L=385mm)</td><td>本仕様書8-4</td><td>水車川橋P2橋脚、A2橋台</td></tr> </tbody> </table> <p>25-8-2 落橋防止構造 共通仕様書17-5-4に、下記を追加する。</p> <p>(5)落橋防止構造プラケットの防錆は溶融亜鉛めっきとし、共通仕様書17-5-3(6)の規定に従うものとする。</p> <p>(6)アンカーホルダーカー削孔に当たっては、非破壊検査による鉄筋位置の確認を行い、既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。試験の結果、あるいはアンカーホルダーカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとし、アンカー配置やプラケット構造が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。なお、非破壊検査に要する費用は、関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <p>(7)アンカーバーは削孔内に挿入後、注入用樹脂材料により確実に固定するものとする。使用する注入用樹脂材料及びシール材は、「構造物施工管理要領」III-6-2-1に規定する品質及び規格を満足しなければならない。</p> <p>(8)落橋防止構造プラケットの溶接 落橋防止プラケットの製作については、共通仕様書17-5-4の規定による他、下記</p>	単価表の項目	検測の単位	10-(5) 鋼構造物の架設		高力ボルト本締工	t	補強部材の現場溶接工	m	単価表の項目	区分内容	備考	落橋防止構造 P-1	1000kNの耐力のPC鋼材を用いて連結するもの	水車川橋P2橋脚	落橋防止構造 P-2	1300kNの耐力のPC鋼材を用いて連結するもの	水車川橋A1、A2橋台	材料	種別	適用規定	備考	アンカーバー	棒鋼で製作するもの (削孔径φ=35mm 削孔長L=385mm)	本仕様書8-4	水車川橋P2橋脚、A2橋台
単価表の項目	区分内容	備考																																										
落橋防止構造 P-1	1000kNの耐力のPC鋼材を用いて連結するもの	水車川橋P2橋脚																																										
落橋防止構造 P-2	1300kNの耐力のPC鋼材を用いて連結するもの	水車川橋A1、A2橋台																																										
材料	種別	適用規定	備考																																									
アンカーバー	棒鋼で製作するもの (削孔径φ=35mm 削孔長L=385mm)	本仕様書8-4	水車川橋P2橋脚、A2橋台																																									
単価表の項目	検測の単位																																											
10-(5) 鋼構造物の架設																																												
高力ボルト本締工	t																																											
補強部材の現場溶接工	m																																											
単価表の項目	区分内容	備考																																										
落橋防止構造 P-1	1000kNの耐力のPC鋼材を用いて連結するもの	水車川橋P2橋脚																																										
落橋防止構造 P-2	1300kNの耐力のPC鋼材を用いて連結するもの	水車川橋A1、A2橋台																																										
材料	種別	適用規定	備考																																									
アンカーバー	棒鋼で製作するもの (削孔径φ=35mm 削孔長L=385mm)	本仕様書8-4	水車川橋P2橋脚、A2橋台																																									

・項目番号の変更

正誤表

工事名)道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

対象	誤	正																												
特記仕様書	<p>本工事は、発注者による抜き打ち非破壊検査を実施することがある。 なお、上記の抜き打ち非破壊検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止プラケットの完全溶込み溶接継手すべてにおいて、改めて、受注者自身または第三者の検査会社による非破壊検査を実施し、その結果を監督員に報告するものとする。</p> <p>(e)溶接施工、非破壊検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。 (f)落橋防止プラケットを対象とした抜き打ち非破壊検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合において受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。</p> <p>2.5-7-3 支払 共通仕様書1.7-5-6を、下記のとおり変更する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 50%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 50%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.7-(9) 縁端拡幅工B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカーア (φ = 35 mm, L = 385 mm)</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>1.7-(11) 落橋防止構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P-1</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>P-2</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.5-8 炭素繊維巻立て下地処理工 2.5-8-1 定義 共通仕様書1.7-8-9(1)を、下記のとおり変更する。 炭素繊維巻立て下地処理工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリート表面処理工を含む炭素繊維巻立て箇所の既設橋脚コンクリート面の下地処理を行うことをいう。</p> <p>2.5-8-2 施工 共通仕様書1.7-8-9(3)に、下記を追加する。 コンクリート表面処理工の施工は、共通仕様書1.7-9-4(2)の規定に従って行わなければならない。</p> <p>2.5-8-3 廃材処理 コンクリート表面処理工の廃材処理は、共通仕様書1-28の規定による他、本特記仕様書1.9の規定に従って行うものとする。</p> <p>2.5-9 炭素繊維巻立て工 2.5-9-1 種別 共通仕様書1.7-8-10(2)に、下表を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 50%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 50%;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炭素繊維巻立て工 A</td> <td>目付量(1m²当たりの炭素繊維) 200 g の炭素繊維シートを用いるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.5-9-2 数量の検測 共通仕様書1.7-8-10(4)を、下記のとおり変更する。</p>	単価表の項目	検測の単位	1.7-(9) 縁端拡幅工B		アンカーア (φ = 35 mm, L = 385 mm)	本	1.7-(11) 落橋防止構造		P-1	本	P-2	本	単価表の項目	区分内容	炭素繊維巻立て工 A	目付量(1m ² 当たりの炭素繊維) 200 g の炭素繊維シートを用いるもの	<p>②受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止プラケットの製作会社として使用する場合、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつりへの立会確認に加え、製作会社から溶接施工要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載された全ての溶接作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出することを求めるものとする。ISO9001を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書(平成27年1月22日)」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告別冊(平成27年1月22日)」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。</p> <p>③受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書(写)を施工計画書に添付するものとする。</p> <p>(d)抜き打ち非破壊検査について 本工事は、発注者による抜き打ち非破壊検査を実施することがある。 なお、上記の抜き打ち非破壊検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止プラケットの完全溶込み溶接継手すべてにおいて、改めて、受注者自身または第三者の検査会社による非破壊検査を実施し、その結果を監督員に報告するものとする。</p> <p>(e)溶接施工、非破壊検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。 (f)落橋防止プラケットを対象とした抜き打ち非破壊検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合において受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。</p> <p>2.5-8-3 支払 共通仕様書1.7-5-6を、下記のとおり変更する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 50%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 50%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.7-(9) 縁端拡幅工B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカーア (φ = 35 mm, L = 385 mm)</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>1.7-(11) 落橋防止構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P-1</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>P-2</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.5-9 炭素繊維巻立て下地処理工 2.5-9-1 定義 共通仕様書1.7-8-9(1)を、下記のとおり変更する。 炭素繊維巻立て下地処理工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリート表面処理工を含む炭素繊維巻立て箇所の既設橋脚コンクリート面の下地処理を行うことをいう。</p> <p>2.5-9-2 施工 共通仕様書1.7-8-9(3)に、下記を追加する。 コンクリート表面処理工の施工は、共通仕様書1.7-9-4(2)の規定に従って行わなければならない。</p>	単価表の項目	検測の単位	1.7-(9) 縁端拡幅工B		アンカーア (φ = 35 mm, L = 385 mm)	本	1.7-(11) 落橋防止構造		P-1	本	P-2	本
単価表の項目	検測の単位																													
1.7-(9) 縁端拡幅工B																														
アンカーア (φ = 35 mm, L = 385 mm)	本																													
1.7-(11) 落橋防止構造																														
P-1	本																													
P-2	本																													
単価表の項目	区分内容																													
炭素繊維巻立て工 A	目付量(1m ² 当たりの炭素繊維) 200 g の炭素繊維シートを用いるもの																													
単価表の項目	検測の単位																													
1.7-(9) 縁端拡幅工B																														
アンカーア (φ = 35 mm, L = 385 mm)	本																													
1.7-(11) 落橋防止構造																														
P-1	本																													
P-2	本																													

正誤表

工事名)道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																																						
特記仕様書	<p>炭素繊維巻立て工の数量の検測は、設計数量 (m^2) で行うものとし、炭素繊維の巻立てが多層となる場合は各層ごとの検測を行うものとする。</p> <p>25-9-3 支払 共通仕様書 17-8-10 (5) に、下記を追加する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">検測の単位</th> <th style="text-align: left; width: 40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-left: 20px;">17-(26) 炭素繊維巻立て工</td> <td style="padding-left: 20px;">m^2</td> <td style="padding-left: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">m^2</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>25-10 表面保護工 25-10-1 定義 共通仕様書 17-11-1 を、下表のとおり変更する。 表面保護工とは、設計図書及び監督員の指示に従い薄層巻立て補強工の劣化となる外部からの劣化因子の浸透を防止または抑制することを目的に、薄層巻立て補強工表面を塗装により被覆することをいう。</p> <p>25-11 水平力分担構造 25-11-1 定義 水平力分担構造とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設橋梁に追加設置する水平力分担構造の製作及び設置を行うことをいう。</p> <p>25-11-2 種別 水平力分担構造の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 15%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 15%;">区分内容</th> <th style="text-align: left; width: 70%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水平力分担構造 A</td> <td style="padding-left: 20px;">鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの</td> <td style="padding-left: 20px;">水車川橋（上り、下り）A1橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水平力分担構造 B</td> <td style="padding-left: 20px;">鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの</td> <td style="padding-left: 20px;">水車川橋（上り、下り）P2橋脚起点側（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水平力分担構造 C</td> <td style="padding-left: 20px;">鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの</td> <td style="padding-left: 20px;">水車川橋（上り、下り）P2橋脚終点側（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水平力分担構造 D</td> <td style="padding-left: 20px;">鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの</td> <td style="padding-left: 20px;">水車川橋（上り、下り）A2橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水平力分担構造 E</td> <td style="padding-left: 20px;">鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの</td> <td style="padding-left: 20px;">西関内川橋 A1 橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水平力分担構造</td> <td style="padding-left: 20px;">鋼製ブレケットを</td> <td style="padding-left: 20px;">西関内川橋 A2 橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位		17-(26) 炭素繊維巻立て工	m^2		A	m^2		単価表の項目	区分内容	備考	水平力分担構造 A	鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの	水車川橋（上り、下り）A1橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）	水平力分担構造 B	鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの	水車川橋（上り、下り）P2橋脚起点側（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）	水平力分担構造 C	鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの	水車川橋（上り、下り）P2橋脚終点側（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）	水平力分担構造 D	鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの	水車川橋（上り、下り）A2橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）	水平力分担構造 E	鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの	西関内川橋 A1 橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）	水平力分担構造	鋼製ブレケットを	西関内川橋 A2 橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）	<p>25-9-3 廃材処理 コンクリート表面処理工の廃材処理は、共通仕様書 1-28 の規定による他、本特記仕様書 19 の規定に従って行うものとする。</p> <p>25-10 炭素繊維巻立て工 25-10-1 種別 共通仕様書 17-8-10 (2) に、下表を追加する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 70%;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-left: 20px;">炭素繊維巻立て工</td> <td style="padding-left: 20px;">目付量（1 m^2当たりの炭素繊維）200g の炭素繊維シートを用いるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>25-10-2 数量の検測 共通仕様書 17-8-10 (4) を、下記のとおり変更する。 炭素繊維巻立て工の数量の検測は、設計数量 (m^2) で行うものとし、炭素繊維の巻立てが多層となる場合は各層ごとの検測を行うものとする。</p> <p>25-10-3 支払 共通仕様書 17-8-10 (5) に、下記を追加する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">検測の単位</th> <th style="text-align: left; width: 40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-left: 20px;">17-(26) 炭素繊維巻立て工</td> <td style="padding-left: 20px;">m^2</td> <td style="padding-left: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">m^2</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>25-11 表面保護工 25-11-1 定義 共通仕様書 17-11-1 を、下表のとおり変更する。 表面保護工とは、設計図書及び監督員の指示に従い薄層巻立て補強工の劣化となる外部からの劣化因子の浸透を防止または抑制することを目的に、薄層巻立て補強工表面を塗装により被覆することをいう。</p> <p>25-12 水平力分担構造 25-12-1 定義 水平力分担構造とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設橋梁に追加設置する水平力分担構造の製作及び設置を行うことをいう。</p> <p>25-12-2 種別 水平力分担構造の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 15%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 15%;">区分内容</th> <th style="text-align: left; width: 70%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水平力分担構造 A</td> <td style="padding-left: 20px;">鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの</td> <td style="padding-left: 20px;">水車川橋（上り、下り）A1橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水平力分担構造</td> <td style="padding-left: 20px;">鋼製ブレケットを</td> <td style="padding-left: 20px;">水車川橋（上り、下り）P2橋脚起点側（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	炭素繊維巻立て工	目付量（1 m^2 当たりの炭素繊維）200g の炭素繊維シートを用いるもの	A		単価表の項目	検測の単位		17-(26) 炭素繊維巻立て工	m^2		A	m^2		単価表の項目	区分内容	備考	水平力分担構造 A	鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの	水車川橋（上り、下り）A1橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）	水平力分担構造	鋼製ブレケットを	水車川橋（上り、下り）P2橋脚起点側（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）
単価表の項目	検測の単位																																																							
17-(26) 炭素繊維巻立て工	m^2																																																							
A	m^2																																																							
単価表の項目	区分内容	備考																																																						
水平力分担構造 A	鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの	水車川橋（上り、下り）A1橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）																																																						
水平力分担構造 B	鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの	水車川橋（上り、下り）P2橋脚起点側（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）																																																						
水平力分担構造 C	鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの	水車川橋（上り、下り）P2橋脚終点側（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）																																																						
水平力分担構造 D	鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの	水車川橋（上り、下り）A2橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）																																																						
水平力分担構造 E	鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの	西関内川橋 A1 橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）																																																						
水平力分担構造	鋼製ブレケットを	西関内川橋 A2 橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）																																																						
単価表の項目	区分内容																																																							
炭素繊維巻立て工	目付量（1 m^2 当たりの炭素繊維）200g の炭素繊維シートを用いるもの																																																							
A																																																								
単価表の項目	検測の単位																																																							
17-(26) 炭素繊維巻立て工	m^2																																																							
A	m^2																																																							
単価表の項目	区分内容	備考																																																						
水平力分担構造 A	鋼製ブレケットを用いて水平力を分担するもの	水車川橋（上り、下り）A1橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）																																																						
水平力分担構造	鋼製ブレケットを	水車川橋（上り、下り）P2橋脚起点側（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）																																																						

・項目番号の変更

正誤表

工事名)道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

対象	誤			正				
特記仕様書	F 水平力分担構造 G 水平力分担構造 H 水平力分担構造 I 水平力分担構造 J 水平力分担構造 K 水平力分担構造 L 水平力分担構造 M 水平力分担構造 N 水平力分担構造 O 水平力分担構造 P 水平力分担構造 Q	用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの	チッピング、調整モルタルを含む) 板谷川橋A 1 橋台 (アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む) 板谷川橋P 1 橋脚 (アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む) 板谷川橋A 2 橋台 (アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む) 朱太川橋A 1 橋台 (アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む) 朱太川橋P 1 橋脚 (アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む) 朱太川橋A 2 橋台 (アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む) 後志来馬川橋A 1 橋台 (アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む) 後志来馬川橋A 2 橋台 (アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む) 静佐川橋A 1、A 2 橋台 (アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む) オタモイ川橋P 1、P 2 橋脚 (主桁はつり、アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、超緻密高強度繊維補強コンクリートを含む) ナイベコシナイ川橋P 1、P 2 橋脚 (アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む)		水平力分担構造 O 水平力分担構造 P 水平力分担構造 Q	鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの 鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの	静佐川橋A 1、A 2 橋台 (アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む) オタモイ川橋P 1、P 2 橋脚 (主桁はつり、アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、超緻密高強度繊維補強コンクリートを含む) ナイベコシナイ川橋P 1、P 2 橋脚 (アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む)	
	25-1 1-3 製作、設置 水平力分担構造の製作、設置は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説(II鋼橋編)」20.6.1、20.7及び20.8の関係各項の規定に従うものとする。			25-1 2-3 製作、設置 水平力分担構造の製作、設置は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説(II鋼橋編)」20.6.1、20.7及び20.8の関係各項の規定に従うものとする。				
	25-1 1-4 防錆 水平力分担構造の防錆は溶融亜鉛めっきとし、共通仕様書17-5-3(6)の規定に従うものとする。			25-1 2-4 防錆 水平力分担構造の防錆は溶融亜鉛めっきとし、共通仕様書17-5-3(6)の規定に従うものとする。				
	25-1 2-5 施工 (1) アンカー孔の削孔に当たっては、非破壊検査による鉄筋位置の確認を行い、既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。試験の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとし、アンカー配置やプラケット構造が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。なお、非破壊検査に要する費用は、関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。 (2) 主桁のはつりは、マイクロクラックが発生しないように慎重に行わなければならない。 (3) アンカーバーは削孔内に挿入後、注入用樹脂材料により確実に固定するものとする。使用する注入用樹脂材料及びシール材は、「構造物施工管理要領」III-6-2-1に規定する品質及び規格を満足しなければならない。 (4) 水平力分担構造の溶接 水平力分担構造の製作については、共通仕様書17-5-4の規定による他、下記によるものとする。 (a) 溶接種別の確認等について 受注者は、水平力分担構造の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合は、共通仕様書1-5-2に準じた確認を監督員に求めるものとする。 なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止関して(要請書)」(平成27年1月25日付け)を踏まえて実施するものとする。 また、受注者は、外部の製作会社に水平力分担構造の製作を外注する場合は、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が当該工事の契約図書の内容を正確に認識していることを、確認するものとする。 (b) 溶接検査について			25-1 2-5 施工 (1) アンカー孔の削孔に当たっては、非破壊�査による鉄筋位置の確認を行い、既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。試験の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとし、アンカー配置やプラケット構造が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。なお、非破壊検査に要する費用は、関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。 (2) 主桁のはつりは、マイクロクラックが発生しないように慎重に行わなければならない。 (3) アンカーバーは削孔内に挿入後、注入用樹脂材料により確実に固定するものとする。使用する注入用樹脂材料及びシール材は、「構造物施工管理要領」III-6-2-1に規定する品質及び規格を満足しなければならない。 (4) 水平力分担構造の溶接 水平力分担構造の製作については、共通仕様書17-5-4の規定による他、下記によるものとする。 (a) 溶接種別の確認等について 受注者は、水平力分担構造の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合は、共通仕様書1-5-2に準じた確認を監督員に求めるものとする。 なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止関して(要請書)」(平成27年1月25日付け)を踏まえて実施するものとする。 また、受注者は、外部の製作会社に水平力分担構造の製作を外注する場合は、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が当該工事の契約図書の内容を正確に認識していることを、確認するものとする。 (b) 溶接検査について				
	25-1 1-5 施工 水平力分担構造の製作、設置は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説(II鋼橋編)」20.6.1、20.7及び20.8の関係各項の規定に従うものとする。			25-1 2-5 施工 水平力分担構造の製作については、共通仕様書17-5-4の規定による他、下記によるものとする。 (a) 溶接種別の確認等について 受注者は、水平力分担構造の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合は、共通仕様書1-5-2に準じた確認を監督員に求めるものとする。 なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止関して(要請書)」(平成27年1月25日付け)を踏まえて実施するものとする。 また、受注者は、外部の製作会社に水平力分担構造の製作を外注する場合は、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が当該工事の契約図書の内容を正確に認識していることを、確認するものとする。 (b) 溶接検査について				

正誤表

工事名)道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

対象	誤	正									
特記仕様書	<p>2 5 - 1 1 - 4 防錆 水平力分担構造の防錆は溶融亜鉛めっきとし、共通仕様書 1 7 - 5 - 3 (6) の規定に従うものとする。</p> <p>2 5 - 1 1 - 5 施工 (1) アンカー孔の削孔に当たっては、非破壊検査による鉄筋位置の確認を行い、既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。試験の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとし、アンカー配置やプラケット構造が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。なお、非破壊検査に要する費用は、関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。 (2) 主桁のはつりは、マイクロクラックが発生しないように慎重に行わなければならない。 (3) アンカーバーは削孔内に挿入後、注入用樹脂材料により確実に固定するものとする。使用する注入用樹脂材料及びシール材は、「構造物施工管理要領」III-6-2-1 に規定する品質及び規格を満足しなければならない。 (4) 水平力分担構造の溶接 水平力分担構造の製作については、共通仕様書 1 7 - 5 - 4 の規定による他、下記によるものとする。 (a) 溶接種別の確認等について 受注者は、水平力分担構造の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合は、共通仕様書 1 - 5 - 2 に準じた確認を監督員に求めるものとする。 なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止関して（要請書）」（平成 27 年 1 月 25 日付け）を踏まえて実施するものとする。 また、受注者は、外部の製作会社に水平力分担構造の製作を外注する場合は、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が当該工事の契約図書の内容を正確に認識していることを、確認するものとする。 (b) 溶接検査について ①受注者は、外部の製作会社に水平力分担構造の製作を外注する場合には、内部きずの非破壊検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行う旨を施工計画書に明記するものとする。 ②受注者は、溶接検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理試験（社内検査）を行っていない、第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。 ③内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じた J I S Z 2 3 0 5 (非破壊検査—技術者の資格及び認証) の資格を有した者であることとし、資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。 ④水平力分担構造の完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊検査は、水平力分担構造の全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。 ⑤受注者は、不正行為を働いた会社を水平力分担構造の検査会社として使用する場合、超</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%; padding: 5px; vertical-align: top;">水平力分担構造 O</td><td style="width: 33.33%; padding: 5px; vertical-align: top;">鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの</td><td style="width: 33.33%; padding: 5px; vertical-align: top;">静佐川橋 A 1、A 2 橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">水平力分担構造 P</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">オタモイ川橋 P 1、P 2 橋脚（主桁はつり、アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、超緻密高強度繊維補強コンクリートを含む）</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">水平力分担構造 Q</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">ナイベコシナイ川橋 P 1、P 2 橋脚（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）</td></tr> </table> <p>2 5 - 1 2 - 3 製作、設置 水平力分担構造の製作、設置は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説（II 鋼橋編）」20. 6. 1、20. 7 及び 20. 8 の関係各項の規定に従うものとする。</p> <p>2 5 - 1 2 - 4 防錆 水平力分担構造の防錆は溶融亜鉛めっきとし、共通仕様書 1 7 - 5 - 3 (6) の規定に従うものとする。</p> <p>2 5 - 1 2 - 5 施工 (1) アンカー孔の削孔に当たっては、非破壊検査による鉄筋位置の確認を行い、既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。試験の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとし、アンカー配置やプラケット構造が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。なお、非破壊検査に要する費用は、関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。 (2) 主桁のはつりは、マイクロクラックが発生しないように慎重に行わなければならない。 (3) アンカーバーは削孔内に挿入後、注入用樹脂材料により確実に固定するものとする。使用する注入用樹脂材料及びシール材は、「構造物施工管理要領」III-6-2-1 に規定する品質及び規格を満足しなければならない。 (4) 水平力分担構造の溶接 水平力分担構造の製作については、共通仕様書 1 7 - 5 - 4 の規定による他、下記によるものとする。 (a) 溶接種別の確認等について 受注者は、水平力分担構造の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合は、共通仕様書 1 - 5 - 2 に準じた確認を監督員に求めるものとする。 なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止関して（要請書）」（平成 27 年 1 月 25 日付け）を踏まえて実施するものとする。 また、受注者は、外部の製作会社に水平力分担構造の製作を外注する場合は、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が当該工事の契約図書の内容を正確に認識していることを、確認するものとする。 (b) 溶接検査について</p>	水平力分担構造 O	鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの	静佐川橋 A 1、A 2 橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）	水平力分担構造 P	鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの	オタモイ川橋 P 1、P 2 橋脚（主桁はつり、アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、超緻密高強度繊維補強コンクリートを含む）	水平力分担構造 Q	鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの	ナイベコシナイ川橋 P 1、P 2 橋脚（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）
水平力分担構造 O	鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの	静佐川橋 A 1、A 2 橋台（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）									
水平力分担構造 P	鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの	オタモイ川橋 P 1、P 2 橋脚（主桁はつり、アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、超緻密高強度繊維補強コンクリートを含む）									
水平力分担構造 Q	鋼製プラケットを用いて水平力を分担するもの	ナイベコシナイ川橋 P 1、P 2 橋脚（アンカー削孔、樹脂注入及びチッピング、調整モルタルを含む）									

・項目番号の変更

正誤表

工事名)道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																																																												
特記仕様書	<p>音波探傷試験及び探傷感度の設定の際に立会確認を行うとともに、検査会社から検査要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載された全ての検査状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出することを求めるものとする。ISO 9001を取得している検査会社を使用する場合においても同様とする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成27年12月22日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告別冊（平成27年12月22日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。</p> <p>⑥受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊検査実施後、その結果を速やかに監督員に報告するものとし、溶融亜鉛めっき等の実施については監督員の確認を得るものとする。</p> <p>(c)溶接施工について</p> <p>①受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出するものとする。なお、当該分野についてISO 9001を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は、当該記録を同製作会社に行わせることができるものとする。</p> <p>②受注者は、不正行為を働いた会社を水平力分担構造の製作会社として使用する場合、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつりへの立会確認に加え、製作会社から溶接施工要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載された全ての溶接作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出することを求めるものとする。ISO 9001を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成27年12月22日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告別冊（平成27年12月22日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。</p> <p>③受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。</p> <p>(d)抜き打ち非破壊検査について</p> <p>本工事は、発注者による抜き打ち非破壊検査を実施することがある。</p> <p>なお、上記の抜き打ち非破壊検査で不合格となった場合、受注者は水平力分担構造の完全溶込み溶接継手すべてにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊検査を実施し、その結果を監督員に報告するものとする。</p> <p>(e)溶接施工、非破壊検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。</p> <p>(f)水平力分担構造を対象とした抜き打ち非破壊検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合において受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。</p> <p>25-12-6 数量の検測</p> <p>水平力分担構造の数量の検測は、設計数量（基）で行うものとする。</p> <p>25-12-7 支払</p> <p>水平力分担構造の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う水平力分担構造の製作、防錆処理、鉄筋位置の確認、輸送、設置、墨だし、アンカーバーの削孔・埋込み（樹脂充填）、不陸整正、チッピング、調整モルタル、緩衝材に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれているものを除く全ての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 50%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 50%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一（1）</td> <td>水平力分担構造</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>L</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>Q</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特一（1）	水平力分担構造	A	基	B	基	C	基	D	基	E	基	F	基	G	基	H	基	I	基	J	基	K	基	L	基	M	基	N	基	O	基	P	基	Q	基	<p>(d)抜き打ち非破壊検査について</p> <p>本工事は、発注者による抜き打ち非破壊検査を実施することがある。</p> <p>なお、上記の抜き打ち非破壊検査で不合格となった場合、受注者は水平力分担構造の完全溶込み溶接継手すべてにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊検査を実施し、その結果を監督員に報告するものとする。</p> <p>(e)溶接施工、非破壊検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。</p> <p>(f)水平力分担構造を対象とした抜き打ち非破壊検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合において受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。</p> <p>25-12-6 数量の検測</p> <p>水平力分担構造の数量の検測は、設計数量（基）で行うものとする。</p> <p>25-12-7 支払</p> <p>水平力分担構造の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う水平力分担構造の製作、防錆処理、鉄筋位置の確認、輸送、設置、墨だし、アンカーバーの削孔・埋込み（樹脂充填）、不陸整正、チッピング、調整モルタル、緩衝材に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれているものを除く全ての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 50%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 50%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一（1）</td> <td>水平力分担構造</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>L</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>Q</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特一（1）	水平力分担構造	A	基	B	基	C	基	D	基	E	基	F	基	G	基	H	基	I	基	J	基	K	基	L	基	M	基	N	基	O	基	P	基	Q	基
単価表の項目	検測の単位																																																																													
特一（1）	水平力分担構造																																																																													
A	基																																																																													
B	基																																																																													
C	基																																																																													
D	基																																																																													
E	基																																																																													
F	基																																																																													
G	基																																																																													
H	基																																																																													
I	基																																																																													
J	基																																																																													
K	基																																																																													
L	基																																																																													
M	基																																																																													
N	基																																																																													
O	基																																																																													
P	基																																																																													
Q	基																																																																													
単価表の項目	検測の単位																																																																													
特一（1）	水平力分担構造																																																																													
A	基																																																																													
B	基																																																																													
C	基																																																																													
D	基																																																																													
E	基																																																																													
F	基																																																																													
G	基																																																																													
H	基																																																																													
I	基																																																																													
J	基																																																																													
K	基																																																																													
L	基																																																																													
M	基																																																																													
N	基																																																																													
O	基																																																																													
P	基																																																																													
Q	基																																																																													

・項目番号の変更

正誤表

工事名)道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																																																																																																								
特記仕様書	<p>の契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う水平力分担構造の製作、防錆処理、鉄筋位置の確認、輸送、設置、墨だし、アンカーバーの削孔・埋込み（樹脂充填）、不陸整正、チッピング、調整モルタル、緩衝材に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれているものを除く全ての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">検測の単位</th> <th style="text-align: left; width: 40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (1) 水平力分担構造</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>L</td> <td>基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Q</td> <td>基</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>25-1-2 横変位拘束構造工 25-1-2-1 定義 横変位拘束構造工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設橋台頂部に場所打ちコンクリートを打継又は鋼製プラケットを製作・設置し、橋桁が下部構造頂部から逸脱することを防ぐことをいう。 25-1-2-2 種別 横変位拘束構造工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">区分内容</th> <th style="text-align: left; width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横変位拘束構造工</td> <td>場所打ち鉄筋コンクリートで、橋台頂部に打継ぐもの</td> <td>朱太川橋</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>鋼製プラケットを、橋台頂部に設置するもの</td> <td>西閑内川橋（緩衝材及びチッピング、調整モルタルを含む）</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-1-3 横変位拘束構造工 25-1-3-1 定義 横変位拘束構造工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設橋台頂部に場所打ちコンクリートを打継又は鋼製プラケットを製作・設置し、橋桁が下部構造頂部から逸脱することを防ぐことをいう。 25-1-3-2 種別 横変位拘束構造工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">区分内容</th> <th style="text-align: left; width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横変位拘束構造工</td> <td>場所打ち鉄筋コンクリートで、橋台頂部に打継ぐもの</td> <td>朱太川橋</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>鋼製プラケットを、橋台頂部に設置するもの</td> <td>西閑内川橋（緩衝材及びチッピング、調整モルタルを含む）</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-1-3-3 材料 横変位拘束構造工の材料・種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">材料</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">種別</th> <th style="text-align: left; width: 40%;">適用規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリートA 1-5</td> <td>共通仕様書8-2</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋A</td> <td>共通仕様書8-4</td> </tr> <tr> <td>型わく</td> <td>型わくD</td> <td>共通仕様書8-3</td> </tr> <tr> <td>鋼製プラケット</td> <td>鋼板 (SM490YB) で製作するもの</td> <td>共通仕様書17-5</td> </tr> <tr> <td>アンカーバー</td> <td>棒鋼で製作するもの（横変位拘束構造工B 削孔径φ=42mm 削孔長L=490mm、横変位拘束構造工M 削孔径φ=48mm 削孔長L=630mm）</td> <td>共通仕様書8-4</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-1-3-4 製作・設置 横変位拘束構造工Mの製作、設置は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説（II鋼橋編）」20.6.1、20.7及び20.8の関係各項の規定に従うものとする。 25-1-3-5 防錆 横変位拘束構造工Mの防錆は溶融亜鉛めっきとし、共通仕様書17-5-3(6)の規定に従うものとする。 25-1-3-6 緩衝材の材料 緩衝材の材料は、クロロプロレンゴムとし、「構造物施工管理要領II-5-2-1の規定に従うものとする。 25-1-3-7 施工 (1) アンカー孔の削孔に当たっては、非破壊検査による鉄筋位置の確認を行い、既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。試験の結果、あるいはアンカー削孔中ににおいて、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとし、アンカー配置やプラケット構造が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。なお、非破壊検査に要する費用</p>	単価表の項目	検測の単位		特一 (1) 水平力分担構造			A	基		B	基		C	基		D	基		E	基		F	基		G	基		H	基		I	基		J	基		K	基		L	基		M	基		N	基		O	基		P	基		Q	基		単価表の項目	区分内容	備考	横変位拘束構造工	場所打ち鉄筋コンクリートで、橋台頂部に打継ぐもの	朱太川橋	M	鋼製プラケットを、橋台頂部に設置するもの	西閑内川橋（緩衝材及びチッピング、調整モルタルを含む）	単価表の項目	区分内容	備考	横変位拘束構造工	場所打ち鉄筋コンクリートで、橋台頂部に打継ぐもの	朱太川橋	M	鋼製プラケットを、橋台頂部に設置するもの	西閑内川橋（緩衝材及びチッピング、調整モルタルを含む）	材料	種別	適用規定	コンクリート	コンクリートA 1-5	共通仕様書8-2	鉄筋	鉄筋A	共通仕様書8-4	型わく	型わくD	共通仕様書8-3	鋼製プラケット	鋼板 (SM490YB) で製作するもの	共通仕様書17-5	アンカーバー	棒鋼で製作するもの（横変位拘束構造工B 削孔径φ=42mm 削孔長L=490mm、横変位拘束構造工M 削孔径φ=48mm 削孔長L=630mm）	共通仕様書8-4	<p>の契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う水平力分担構造の製作、防錆処理、鉄筋位置の確認、輸送、設置、墨だし、アンカーバーの削孔・埋込み（樹脂充填）、不陸整正、チッピング、調整モルタル、緩衝材に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれているものを除く全ての費用を含むものとする。</p> <p>25-1-3 横変位拘束構造工 25-1-3-1 定義 横変位拘束構造工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設橋台頂部に場所打ちコンクリートを打継又は鋼製プラケットを製作・設置し、橋桁が下部構造頂部から逸脱することを防ぐことをいう。</p> <p>25-1-3-2 種別 横変位拘束構造工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">区分内容</th> <th style="text-align: left; width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横変位拘束構造工</td> <td>場所打ち鉄筋コンクリートで、橋台頂部に打継ぐもの</td> <td>朱太川橋</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>鋼製プラケットを、橋台頂部に設置するもの</td> <td>西閑内川橋（緩衝材及びチッピング、調整モルタルを含む）</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-1-3-3 材料 横変位拘束構造工の材料・種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">材料</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">種別</th> <th style="text-align: left; width: 40%;">適用規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリートA 1-5</td> <td>共通仕様書8-2</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋A</td> <td>共通仕様書8-4</td> </tr> <tr> <td>型わく</td> <td>型わくD</td> <td>共通仕様書8-3</td> </tr> <tr> <td>鋼製プラケット</td> <td>鋼板 (SM490YB) で製作するもの</td> <td>共通仕様書17-5</td> </tr> <tr> <td>アンカーバー</td> <td>棒鋼で製作するもの（横変位拘束構造工B 削孔径φ=42mm 削孔長L=490mm、横変位拘束構造工M 削孔径φ=48mm 削孔長L=630mm）</td> <td>共通仕様書8-4</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-1-3-4 製作・設置 横変位拘束構造工Mの製作、設置は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説（II鋼橋編）」20.6.1、20.7及び20.8の関係各項の規定に従うものとする。 25-1-3-5 防錆 横変位拘束構造工Mの防錆は溶融亜鉛めっきとし、共通仕様書17-5-3(6)の規定に従うものとする。 25-1-3-6 緩衝材の材料 緩衝材の材料は、クロロプロレンゴムとし、「構造物施工管理要領II-5-2-1の規定に従うものとする。 25-1-3-7 施工 (1) アンカー孔の削孔に当たっては、非破壊検査による鉄筋位置の確認を行い、既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。試験の結果、あるいはアンカー削孔中ににおいて、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとし、アンカー配置やプラケット構造が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。なお、非破壊検査に要する費用</p>	単価表の項目	区分内容	備考	横変位拘束構造工	場所打ち鉄筋コンクリートで、橋台頂部に打継ぐもの	朱太川橋	M	鋼製プラケットを、橋台頂部に設置するもの	西閑内川橋（緩衝材及びチッピング、調整モルタルを含む）	材料	種別	適用規定	コンクリート	コンクリートA 1-5	共通仕様書8-2	鉄筋	鉄筋A	共通仕様書8-4	型わく	型わくD	共通仕様書8-3	鋼製プラケット	鋼板 (SM490YB) で製作するもの	共通仕様書17-5	アンカーバー	棒鋼で製作するもの（横変位拘束構造工B 削孔径φ=42mm 削孔長L=490mm、横変位拘束構造工M 削孔径φ=48mm 削孔長L=630mm）	共通仕様書8-4
単価表の項目	検測の単位																																																																																																																									
特一 (1) 水平力分担構造																																																																																																																										
A	基																																																																																																																									
B	基																																																																																																																									
C	基																																																																																																																									
D	基																																																																																																																									
E	基																																																																																																																									
F	基																																																																																																																									
G	基																																																																																																																									
H	基																																																																																																																									
I	基																																																																																																																									
J	基																																																																																																																									
K	基																																																																																																																									
L	基																																																																																																																									
M	基																																																																																																																									
N	基																																																																																																																									
O	基																																																																																																																									
P	基																																																																																																																									
Q	基																																																																																																																									
単価表の項目	区分内容	備考																																																																																																																								
横変位拘束構造工	場所打ち鉄筋コンクリートで、橋台頂部に打継ぐもの	朱太川橋																																																																																																																								
M	鋼製プラケットを、橋台頂部に設置するもの	西閑内川橋（緩衝材及びチッピング、調整モルタルを含む）																																																																																																																								
単価表の項目	区分内容	備考																																																																																																																								
横変位拘束構造工	場所打ち鉄筋コンクリートで、橋台頂部に打継ぐもの	朱太川橋																																																																																																																								
M	鋼製プラケットを、橋台頂部に設置するもの	西閑内川橋（緩衝材及びチッピング、調整モルタルを含む）																																																																																																																								
材料	種別	適用規定																																																																																																																								
コンクリート	コンクリートA 1-5	共通仕様書8-2																																																																																																																								
鉄筋	鉄筋A	共通仕様書8-4																																																																																																																								
型わく	型わくD	共通仕様書8-3																																																																																																																								
鋼製プラケット	鋼板 (SM490YB) で製作するもの	共通仕様書17-5																																																																																																																								
アンカーバー	棒鋼で製作するもの（横変位拘束構造工B 削孔径φ=42mm 削孔長L=490mm、横変位拘束構造工M 削孔径φ=48mm 削孔長L=630mm）	共通仕様書8-4																																																																																																																								
単価表の項目	区分内容	備考																																																																																																																								
横変位拘束構造工	場所打ち鉄筋コンクリートで、橋台頂部に打継ぐもの	朱太川橋																																																																																																																								
M	鋼製プラケットを、橋台頂部に設置するもの	西閑内川橋（緩衝材及びチッピング、調整モルタルを含む）																																																																																																																								
材料	種別	適用規定																																																																																																																								
コンクリート	コンクリートA 1-5	共通仕様書8-2																																																																																																																								
鉄筋	鉄筋A	共通仕様書8-4																																																																																																																								
型わく	型わくD	共通仕様書8-3																																																																																																																								
鋼製プラケット	鋼板 (SM490YB) で製作するもの	共通仕様書17-5																																																																																																																								
アンカーバー	棒鋼で製作するもの（横変位拘束構造工B 削孔径φ=42mm 削孔長L=490mm、横変位拘束構造工M 削孔径φ=48mm 削孔長L=630mm）	共通仕様書8-4																																																																																																																								

正誤表

工事名)道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																													
特記仕様書	<p>25-12-3 材料 横変位拘束構造工の材料・種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">材料</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">種別</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">適用規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">コンクリート</td><td style="padding: 2px;">コンクリートA 1-5</td><td style="padding: 2px;">共通仕様書8-2</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">鉄筋</td><td style="padding: 2px;">鉄筋A</td><td style="padding: 2px;">共通仕様書8-4</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">型わく</td><td style="padding: 2px;">型わくD</td><td style="padding: 2px;">共通仕様書8-3</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">鋼製プラケット</td><td style="padding: 2px;">鋼板(SM490YB)で製作するもの</td><td style="padding: 2px;">共通仕様書17-5</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">アンカーバー</td><td style="padding: 2px;">棒鋼で製作するもの(横変位拘束構造工B 削孔 径φ=42mm 削孔長L=490mm、横変 位拘束構造工M 削孔径φ=48mm 削孔 長L=630mm)</td><td style="padding: 2px;">共通仕様書8-4</td></tr> </tbody> </table> <p>25-12-4 製作・設置 横変位拘束構造工Mの製作、設置は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説(II鋼橋編)」 20.6.1、20.7及び20.8の関係各項の規定に従うものとする。</p> <p>25-12-5 防錆 横変位拘束構造工Mの防錆は溶融亜鉛めっきとし、共通仕様書17-5-3(6)の規定に従うものとする。</p> <p>25-12-6 緩衝材の材料 緩衝材の材料は、クロロブレンゴムとし、「構造物施工管理要領II-5-2-1の規定に従うものとする。</p> <p>25-12-7 施工 (1) アンカー孔の削孔に当たっては、非破壊検査による鉄筋位置の確認を行い、既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。試験の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとし、アンカー配置やプラケット構造が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。なお、非破壊検査に要する費用は、関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。 (2) アンカーバーは削孔内に挿入後、注入用樹脂材料により確実に固定するものとする。使用する注入用樹脂材料及びシール材は、「構造物施工管理要領III-6-2-1に規定する品質及び規格を満足しなければならない。 (3) 横変位拘束構造工の溶接 横変位拘束構造工水平力分担構造の製作については、共通仕様書17-5-4の規定による他、下記によるものとする。 (a) 溶接種別の確認等について 受注者は、横変位拘束構造工の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合は、共通仕様書1-5-2に準じた確認を監督員に求めるものとする。 なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止関して(要請書)」(平成27年12月25日付け)を踏まえて実施するものとする。</p>	材料	種別	適用規定	コンクリート	コンクリートA 1-5	共通仕様書8-2	鉄筋	鉄筋A	共通仕様書8-4	型わく	型わくD	共通仕様書8-3	鋼製プラケット	鋼板(SM490YB)で製作するもの	共通仕様書17-5	アンカーバー	棒鋼で製作するもの(横変位拘束構造工B 削孔 径φ=42mm 削孔長L=490mm、横変 位拘束構造工M 削孔径φ=48mm 削孔 長L=630mm)	共通仕様書8-4	<p>25-13-1 横変位拘束構造工 25-13-1 定義 横変位拘束構造工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設橋台頂部に場所打ちコンクリートを打継又は鋼製プラケットを製作・設置し、橋桁が下部構造頂部から逸脱することを防ぐことをいう。</p> <p>25-13-2 種別 横変位拘束構造工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">単価表の項目</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">区分内容</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">横変位拘束構造工 B</td><td style="padding: 2px;">場所打ち鉄筋コンクリートで、橋台頂部に打継ぐもの</td><td style="padding: 2px;">朱太川橋</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">横変位拘束構造工 M</td><td style="padding: 2px;">鋼製プラケットを、橋台頂部に設置するもの</td><td style="padding: 2px;">西関内川橋(緩衝材及びチッピング、調整モルタルを含む)</td></tr> </tbody> </table> <p>25-13-3 材料 横変位拘束構造工の材料・種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">材料</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">種別</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">適用規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">コンクリート</td><td style="padding: 2px;">コンクリートA 1-5</td><td style="padding: 2px;">共通仕様書8-2</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">鉄筋</td><td style="padding: 2px;">鉄筋A</td><td style="padding: 2px;">共通仕様書8-4</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">型わく</td><td style="padding: 2px;">型わくD</td><td style="padding: 2px;">共通仕様書8-3</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">鋼製プラケット</td><td style="padding: 2px;">鋼板(SM490YB)で製作するもの</td><td style="padding: 2px;">共通仕様書17-5</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">アンカーバー</td><td style="padding: 2px;">棒鋼で製作するもの(横変位拘束構造工B 削孔 径φ=42mm 削孔長L=490mm、横変 位拘束構造工M 削孔径φ=48mm 削孔 長L=630mm)</td><td style="padding: 2px;">共通仕様書8-4</td></tr> </tbody> </table> <p>25-13-4 製作・設置 横変位拘束構造工Mの製作、設置は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説(II鋼橋編)」 20.6.1、20.7及び20.8の関係各項の規定に従うものとする。</p> <p>25-13-5 防錆 横変位拘束構造工Mの防錆は溶融亜鉛めっきとし、共通仕様書17-5-3(6)の規定に従うものとする。</p> <p>25-13-6 緩衝材の材料 緩衝材の材料は、クロロブレンゴムとし、「構造物施工管理要領II-5-2-1の規定に従うものとする。</p> <p>25-13-7 施工 (1) アンカー孔の削孔に当たっては、非破壊検査による鉄筋位置の確認を行い、既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。試験の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとし、アンカー配置やプラケット構造が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。なお、非破壊検査に要する費用は、関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。</p>	単価表の項目	区分内容	備考	横変位拘束構造工 B	場所打ち鉄筋コンクリートで、橋台頂部に打継ぐもの	朱太川橋	横変位拘束構造工 M	鋼製プラケットを、橋台頂部に設置するもの	西関内川橋(緩衝材及びチッピング、調整モルタルを含む)	材料	種別	適用規定	コンクリート	コンクリートA 1-5	共通仕様書8-2	鉄筋	鉄筋A	共通仕様書8-4	型わく	型わくD	共通仕様書8-3	鋼製プラケット	鋼板(SM490YB)で製作するもの	共通仕様書17-5	アンカーバー	棒鋼で製作するもの(横変位拘束構造工B 削孔 径φ=42mm 削孔長L=490mm、横変 位拘束構造工M 削孔径φ=48mm 削孔 長L=630mm)	共通仕様書8-4
材料	種別	適用規定																																													
コンクリート	コンクリートA 1-5	共通仕様書8-2																																													
鉄筋	鉄筋A	共通仕様書8-4																																													
型わく	型わくD	共通仕様書8-3																																													
鋼製プラケット	鋼板(SM490YB)で製作するもの	共通仕様書17-5																																													
アンカーバー	棒鋼で製作するもの(横変位拘束構造工B 削孔 径φ=42mm 削孔長L=490mm、横変 位拘束構造工M 削孔径φ=48mm 削孔 長L=630mm)	共通仕様書8-4																																													
単価表の項目	区分内容	備考																																													
横変位拘束構造工 B	場所打ち鉄筋コンクリートで、橋台頂部に打継ぐもの	朱太川橋																																													
横変位拘束構造工 M	鋼製プラケットを、橋台頂部に設置するもの	西関内川橋(緩衝材及びチッピング、調整モルタルを含む)																																													
材料	種別	適用規定																																													
コンクリート	コンクリートA 1-5	共通仕様書8-2																																													
鉄筋	鉄筋A	共通仕様書8-4																																													
型わく	型わくD	共通仕様書8-3																																													
鋼製プラケット	鋼板(SM490YB)で製作するもの	共通仕様書17-5																																													
アンカーバー	棒鋼で製作するもの(横変位拘束構造工B 削孔 径φ=42mm 削孔長L=490mm、横変 位拘束構造工M 削孔径φ=48mm 削孔 長L=630mm)	共通仕様書8-4																																													

・項目番号の変更

正誤表

工事名)道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

対象	誤	正																		
特記仕様書	<p>22日)」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告別冊(平成27年12月22日)」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。</p> <p>③受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書(写)を施工計画書に添付するものとする。</p> <p>(d)抜き打ち非破壊検査について 本工事は、発注者による抜き打ち非破壊検査を実施することがある。 なお、上記の抜き打ち非破壊検査で不合格となった場合、受注者は横変位拘束構造工の完全溶込み溶接継手すべてにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊検査を実施し、その結果を監督員に報告するものとする。</p> <p>(e)溶接施工、非破壊検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。</p> <p>(f)横変位拘束構造工を対象とした抜き打ち非破壊検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合において受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。</p> <p>25-12-8 数量の検測 横変位拘束構造工の数量の検測は、設計数量(m³、m²、t、本)で行うものとする。</p> <p>25-12-9 支払 横変位拘束構造工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m³、1m²、1t又は1本当たりの契約単価で行うものとする。 コンクリート、型わく及び鉄筋の契約単価には、共通仕様書第8章の関係各項の規定によるもののほかコンクリートには打継表面処理を含むものとし、それぞれの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。 アンカーワークの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う削孔及び樹脂接着に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。 鋼製ブレケットの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鋼製ブレケットの製作、メッキ加工、輸送、設置に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるための費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (2) 横変位拘束構造工B</td> <td></td> </tr> <tr> <td> コンクリート</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td> 型わく</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> 鉄筋</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> アンカーワーク (φ=42mm、L=490mm)</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>特一 (3) 横変位拘束構造工M</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 鋼製ブレケット</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> アンカーワーク (φ=48mm、L=630mm)</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特一 (2) 横変位拘束構造工B		コンクリート	m ³	型わく	m ²	鉄筋	t	アンカーワーク (φ=42mm、L=490mm)	本	特一 (3) 横変位拘束構造工M		鋼製ブレケット	t	アンカーワーク (φ=48mm、L=630mm)	本	<p>(c)溶接施工について ①受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出するものとする。なお、当該分野についてISO9001を取得している製作会社(登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの)及び検査会社(登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの)を利用する場合は、当該記録を同製作会社に行わせることができるものとする。 ②受注者は、不正行為を働いた会社を横変位拘束構造工の製作会社として使用する場合、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつりへの立会確認に加え、製作会社から溶接施工要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載された全ての溶接作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出することを求めるものとする。ISO9001を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書(平成27年12月22日)」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告別冊(平成27年12月22日)」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。 ③受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書(写)を施工計画書に添付するものとする。</p> <p>(d)抜き打ち非破壊検査について 本工事は、発注者による抜き打ち非破壊検査を実施することがある。 なお、上記の抜き打ち非破壊検査で不合格となった場合、受注者は横変位拘束構造工の完全溶込み溶接継手すべてにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊検査を実施し、その結果を監督員に報告するものとする。</p> <p>(e)溶接施工、非破壊検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。</p> <p>(f)横変位拘束構造工を対象とした抜き打ち非破壊検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合において受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。</p> <p>25-13-8 数量の検測 横変位拘束構造工の数量の検測は、設計数量(m³、m²、t、本)で行うものとする。</p> <p>25-13-9 支払 横変位拘束構造工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m³、1m²、1t又は1本当たりの契約単価で行うものとする。 コンクリート、型わく及び鉄筋の契約単価には、共通仕様書第8章の関係各項の規定によるもののほかコンクリートには打継表面処理を含むものとし、それぞれの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。 アンカーワークの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う削孔及び樹脂接着に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。 鋼製ブレケットの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鋼製ブレケットの製作、メッキ加工、輸送、設置に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるための</p>
単価表の項目	検測の単位																			
特一 (2) 横変位拘束構造工B																				
コンクリート	m ³																			
型わく	m ²																			
鉄筋	t																			
アンカーワーク (φ=42mm、L=490mm)	本																			
特一 (3) 横変位拘束構造工M																				
鋼製ブレケット	t																			
アンカーワーク (φ=48mm、L=630mm)	本																			

・項目番号の変更

正誤表

工事名)道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

対象	誤	正																														
特記仕様書	<p>2 5-1 3 薄層巻立て補強工 2 5-1 3-1 定義 薄層巻立て補強工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設橋脚に耐震補強用コンクリート表面処理工を施したのち、主鉄筋を既設橋脚軸体表面に配置し、帶鉄筋を組立て、吹付けまたはコテ塗りによりポリマーセメントモルタルを巻立てることをいう。</p> <p>2 5-1 3-2 種別 薄層巻立て補強工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">単価表の項目</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">区分内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">薄層巻立て補強工</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">吹付けまたはコテ塗りにて、所定の厚さまでポリマーセメントモルタルを巻立てるもの</td></tr> </tbody> </table> <p>2 5-1 3-3 材料 薄層巻立て補強工に使用する材料は、「P A E系ポリマーセメントモルタルを用いたコンクリート構造物の補修・補強に関する設計・施工マニュアル(案)」(一般社団法人PCM工法協会)(以下、PCM設計・施工マニュアルという)の規定に適合するものでなければならない。</p> <p>2 5-1 3-4 施工 薄層巻立て補強工の施工は、PCM設計・施工マニュアルの関連する規定に従って行わなければならない。</p> <p>2 5-1 3-5 数量の検測 薄層巻立て補強工の数量の検測は、設計数量(m³)で行うものとする。</p> <p>2 5-1 3-6 支払 薄層巻立て補強工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う薄層巻立て補強工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">単価表の項目</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">検測の単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">特一(4) 薄層巻立て補強工</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">m³</td></tr> </tbody> </table> <p>2 5-1 4 交通規制工 2 5-1 4-1 種別 共通仕様書19-3-2に規定する交通規制工の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">単価表の項目</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">交通規制箇所</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">交通規制の工事内容</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">交通規制時間(※)</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">交通規制工 路肩規制 I × 1</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">道央自動車道 長万部 IC 豊浦 IC</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">後志来馬川橋A1橋 台の資機材搬入・搬出</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">8:00~18:00 (9:00~17:00)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">交通監視員1名 を含む (交替要員含む)</td></tr> </tbody> </table> <p>(※) 上表の交通規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始(標識設置開始)から規制撤去完了(標識撤去完了)までの時間である。なお()内は、交通規制内の施工可能時間を示す。なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制内の施工可能時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用については監督員</p>	単価表の項目	区分内容	薄層巻立て補強工	吹付けまたはコテ塗りにて、所定の厚さまでポリマーセメントモルタルを巻立てるもの	単価表の項目	検測の単位	特一(4) 薄層巻立て補強工	m ³	単価表の項目	交通規制箇所	交通規制の工事内容	交通規制時間(※)	摘要	交通規制工 路肩規制 I × 1	道央自動車道 長万部 IC 豊浦 IC	後志来馬川橋A1橋 台の資機材搬入・搬出	8:00~18:00 (9:00~17:00)	交通監視員1名 を含む (交替要員含む)	<p>費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">単価表の項目</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">検測の単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">特一(2) 橫変位拘束構造工B</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">コンクリート m³ 型わく m² 鉄筋 t アンカーワーク(φ=42mm、L=490mm) 本</td></tr> </tbody> </table> <p>特一(3) 橫変位拘束構造工M 鋼製プラケット t アンカーワーク(φ=48mm、L=630mm) 本</p> <p>2 5-1 4 薄層巻立て補強工 2 5-1 4-1 定義 薄層巻立て補強工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設橋脚に耐震補強用コンクリート表面処理工を施したのち、主鉄筋を既設橋脚軸体表面に配置し、帶鉄筋を組立て、吹付けまたはコテ塗りによりポリマーセメントモルタルを巻立てることをいう。</p> <p>2 5-1 4-2 種別 薄層巻立て補強工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">単価表の項目</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">区分内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">薄層巻立て補強工</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">吹付けまたはコテ塗りにて、所定の厚さまでポリマーセメントモルタルを巻立てるもの</td></tr> </tbody> </table> <p>2 5-1 4-3 材料 薄層巻立て補強工に使用する材料は、「P A E系ポリマーセメントモルタルを用いたコンクリート構造物の補修・補強に関する設計・施工マニュアル(案)」(一般社団法人PCM工法協会)(以下、PCM設計・施工マニュアルという)の規定に適合するものでなければならない。</p> <p>2 5-1 4-4 施工 薄層巻立て補強工の施工は、PCM設計・施工マニュアルの関連する規定に従って行わなければならない。</p> <p>2 5-1 4-5 数量の検測 薄層巻立て補強工の数量の検測は、設計数量(m³)で行うものとする。</p> <p>2 5-1 4-6 支払 薄層巻立て補強工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う薄層巻立て補強工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">単価表の項目</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">検測の単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">特一(4) 薄層巻立て補強工</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">m³</td></tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特一(2) 橫変位拘束構造工B	コンクリート m ³ 型わく m ² 鉄筋 t アンカーワーク(φ=42mm、L=490mm) 本	単価表の項目	区分内容	薄層巻立て補強工	吹付けまたはコテ塗りにて、所定の厚さまでポリマーセメントモルタルを巻立てるもの	単価表の項目	検測の単位	特一(4) 薄層巻立て補強工	m ³
単価表の項目	区分内容																															
薄層巻立て補強工	吹付けまたはコテ塗りにて、所定の厚さまでポリマーセメントモルタルを巻立てるもの																															
単価表の項目	検測の単位																															
特一(4) 薄層巻立て補強工	m ³																															
単価表の項目	交通規制箇所	交通規制の工事内容	交通規制時間(※)	摘要																												
交通規制工 路肩規制 I × 1	道央自動車道 長万部 IC 豊浦 IC	後志来馬川橋A1橋 台の資機材搬入・搬出	8:00~18:00 (9:00~17:00)	交通監視員1名 を含む (交替要員含む)																												
単価表の項目	検測の単位																															
特一(2) 橫変位拘束構造工B	コンクリート m ³ 型わく m ² 鉄筋 t アンカーワーク(φ=42mm、L=490mm) 本																															
単価表の項目	区分内容																															
薄層巻立て補強工	吹付けまたはコテ塗りにて、所定の厚さまでポリマーセメントモルタルを巻立てるもの																															
単価表の項目	検測の単位																															
特一(4) 薄層巻立て補強工	m ³																															

・項目番号の変更

正誤表

工事名)道央自動車道 水車川橋耐震補強工事

対象	誤	正																																																																						
特記仕様書	<p>と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>2.5-1.4-2 交通規制の開始の延期及び解除 交通規制により著しい渋滞もしくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時に、監督員により交通規制の開始の延期または交通規制の解除指示があった場合、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。また、渋滞等発生後、工程上交通規制解除が困難な場合は、その処置について監督員と協議し対策を講じるものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>2.5-1.4-3 交通規制種別の変更 道路交通法第80条の規定に基づく協議により規制種別の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。</p> <p>2.5-1.4-4 交通規制工実施報告書の提出について 受注者は、共通仕様書19-3-3「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書を翌月10日までに監督員に提出するものとする。</p> <p>2.5-1.5 交通保安要員 2.5-1.5-1 種別 土木工事共通仕様書19-4-2に規定する交通保安要員の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th><th style="text-align: center;">配置場所</th><th style="text-align: center;">配置人数</th><th style="text-align: center;">交替要員</th><th style="text-align: center;">配置時間※</th><th style="text-align: center;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備員A</td><td>市道杉並通り線の交互交通規制（水車川橋）</td><td style="text-align: center;">1人</td><td style="text-align: center;">1人</td><td style="text-align: center;">8:00～17:00 対象橋脚工事期間中</td><td>休憩時間等においても交通誘導等が必要</td></tr> <tr> <td>交通誘導警備員A</td><td>道道滝之町伊達線の交互交通規制（西関内川橋）</td><td style="text-align: center;">1人</td><td style="text-align: center;">1人</td><td style="text-align: center;">8:00～17:00 対象橋脚工事期間中</td><td>休憩時間等においても交通誘導等が必要</td></tr> <tr> <td>交通誘導警備員B</td><td>市道杉並通り線に面する工事用出入口（水車川橋）</td><td style="text-align: center;">1人</td><td style="text-align: center;">無し</td><td style="text-align: center;">8:00～17:00 対象橋脚工事期間中</td><td></td></tr> <tr> <td>交通誘導警備員B</td><td>市道杉並通り線と迂回歩道との交差部（水車川橋）</td><td style="text-align: center;">2人</td><td style="text-align: center;">1人</td><td style="text-align: center;">8:00～17:00 対象橋脚工事期間中</td><td>休憩時間等においても交通誘導等が必要</td></tr> <tr> <td>交通誘導警備員B</td><td>市道杉並通り線の交互交通規制（水車川橋）</td><td style="text-align: center;">1人</td><td style="text-align: center;">1人</td><td style="text-align: center;">8:00～17:00 対象橋脚工事期間中</td><td>休憩時間等においても交通誘導等が必要</td></tr> <tr> <td>交通誘導警備員B</td><td>道道滝之町伊達線に面する工事用出入口（西関内川</td><td style="text-align: center;">1人</td><td style="text-align: center;">無し</td><td style="text-align: center;">8:00～17:00 対象橋脚工事</td><td></td></tr> </tbody> </table>	単価表の項目	配置場所	配置人数	交替要員	配置時間※	備考	交通誘導警備員A	市道杉並通り線の交互交通規制（水車川橋）	1人	1人	8:00～17:00 対象橋脚工事期間中	休憩時間等においても交通誘導等が必要	交通誘導警備員A	道道滝之町伊達線の交互交通規制（西関内川橋）	1人	1人	8:00～17:00 対象橋脚工事期間中	休憩時間等においても交通誘導等が必要	交通誘導警備員B	市道杉並通り線に面する工事用出入口（水車川橋）	1人	無し	8:00～17:00 対象橋脚工事期間中		交通誘導警備員B	市道杉並通り線と迂回歩道との交差部（水車川橋）	2人	1人	8:00～17:00 対象橋脚工事期間中	休憩時間等においても交通誘導等が必要	交通誘導警備員B	市道杉並通り線の交互交通規制（水車川橋）	1人	1人	8:00～17:00 対象橋脚工事期間中	休憩時間等においても交通誘導等が必要	交通誘導警備員B	道道滝之町伊達線に面する工事用出入口（西関内川	1人	無し	8:00～17:00 対象橋脚工事		<p>2.5-1.5 交通規制工 2.5-1.5-1 種別 共通仕様書19-3-2に規定する交通規制工の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th><th style="text-align: center;">交通規制箇所</th><th style="text-align: center;">交通規制の工事内容</th><th style="text-align: center;">交通規制時間（※）</th><th style="text-align: center;">摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通規制工</td><td>道央自動車道 長万部 IC</td><td>後志来馬川橋A1橋 台の資機材搬入・搬出</td><td style="text-align: center;">8:00～18:00 (9:00～17:00)</td><td>交通監視員1名を含む (交替要員含む)</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(※) 上表の交通規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。なお（）内は、交通規制内の施工可能時間を示す。なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制内の施工可能時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>2.5-1.5-2 交通規制の開始の延期及び解除 交通規制により著しい渋滞もしくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時に、監督員により交通規制の開始の延期または交通規制の解除指示があった場合、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。また、渋滞等発生後、工程上交通規制解除が困難な場合は、その処置について監督員と協議し対策を講じるものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>2.5-1.5-3 交通規制種別の変更 道路交通法第80条の規定に基づく協議により規制種別の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議して定めるものとする。</p> <p>2.5-1.5-4 交通規制工実施報告書の提出について 受注者は、共通仕様書19-3-3「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書を翌月10日までに監督員に提出するものとする。</p> <p>2.5-1.6 交通保安要員 2.5-1.6-1 種別 土木工事共通仕様書19-4-2に規定する交通保安要員の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th><th style="text-align: center;">配置場所</th><th style="text-align: center;">配置人数</th><th style="text-align: center;">交替要員</th><th style="text-align: center;">配置時間※</th><th style="text-align: center;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備員A</td><td>市道杉並通り線の交互交通規制（水車川橋）</td><td style="text-align: center;">1人</td><td style="text-align: center;">1人</td><td style="text-align: center;">8:00～17:00 対象橋脚工事期間中</td><td>休憩時間等においても交通誘導等が必要</td></tr> <tr> <td>交通誘導警備員A</td><td>道道滝之町伊達線の交互交通規制（西関内川橋）</td><td style="text-align: center;">1人</td><td style="text-align: center;">1人</td><td style="text-align: center;">8:00～17:00 対象橋脚工事期間中</td><td>休憩時間等においても交通誘導等が必要</td></tr> </tbody> </table>	単価表の項目	交通規制箇所	交通規制の工事内容	交通規制時間（※）	摘要	交通規制工	道央自動車道 長万部 IC	後志来馬川橋A1橋 台の資機材搬入・搬出	8:00～18:00 (9:00～17:00)	交通監視員1名を含む (交替要員含む)	単価表の項目	配置場所	配置人数	交替要員	配置時間※	備考	交通誘導警備員A	市道杉並通り線の交互交通規制（水車川橋）	1人	1人	8:00～17:00 対象橋脚工事期間中	休憩時間等においても交通誘導等が必要	交通誘導警備員A	道道滝之町伊達線の交互交通規制（西関内川橋）	1人	1人	8:00～17:00 対象橋脚工事期間中	休憩時間等においても交通誘導等が必要
単価表の項目	配置場所	配置人数	交替要員	配置時間※	備考																																																																			
交通誘導警備員A	市道杉並通り線の交互交通規制（水車川橋）	1人	1人	8:00～17:00 対象橋脚工事期間中	休憩時間等においても交通誘導等が必要																																																																			
交通誘導警備員A	道道滝之町伊達線の交互交通規制（西関内川橋）	1人	1人	8:00～17:00 対象橋脚工事期間中	休憩時間等においても交通誘導等が必要																																																																			
交通誘導警備員B	市道杉並通り線に面する工事用出入口（水車川橋）	1人	無し	8:00～17:00 対象橋脚工事期間中																																																																				
交通誘導警備員B	市道杉並通り線と迂回歩道との交差部（水車川橋）	2人	1人	8:00～17:00 対象橋脚工事期間中	休憩時間等においても交通誘導等が必要																																																																			
交通誘導警備員B	市道杉並通り線の交互交通規制（水車川橋）	1人	1人	8:00～17:00 対象橋脚工事期間中	休憩時間等においても交通誘導等が必要																																																																			
交通誘導警備員B	道道滝之町伊達線に面する工事用出入口（西関内川	1人	無し	8:00～17:00 対象橋脚工事																																																																				
単価表の項目	交通規制箇所	交通規制の工事内容	交通規制時間（※）	摘要																																																																				
交通規制工	道央自動車道 長万部 IC	後志来馬川橋A1橋 台の資機材搬入・搬出	8:00～18:00 (9:00～17:00)	交通監視員1名を含む (交替要員含む)																																																																				
単価表の項目	配置場所	配置人数	交替要員	配置時間※	備考																																																																			
交通誘導警備員A	市道杉並通り線の交互交通規制（水車川橋）	1人	1人	8:00～17:00 対象橋脚工事期間中	休憩時間等においても交通誘導等が必要																																																																			
交通誘導警備員A	道道滝之町伊達線の交互交通規制（西関内川橋）	1人	1人	8:00～17:00 対象橋脚工事期間中	休憩時間等においても交通誘導等が必要																																																																			

・項目番号の変更